

いわて県民計画

ゆたかさ・つながり・ひと
～いっしょに育む「希望郷いわて」～

県北広域振興圏

第3期アクションプラン [地域編]
平成27年度(2015年度)～平成30年度(2018年度)

岩 手 県

目次

はじめに

1	プラン(地域編)の策定趣旨	1
2	プラン(地域編)の期間	1
3	プラン(地域編)の構成	1
4	プラン(地域編)の推進	2

	各重点施策の記載イメージ (様式)	4
--	-------------------	---

県北広域振興圏

1	県北広域圏域の目指す将来像	8
2	第2期プランにおける成果と課題	8
3	振興施策の基本方向	9
4	ふるさと振興に向けた取組	10
	《重点施策》	
1	防災対策の推進	13
2	地域経済や暮らしを支える社会基盤の整備	17
3	農林水産業の経営体の育成と産地形成	
①	農業	20
②	林業	25
③	水産業	28
4	体験・交流型観光の展開	33
5	地域資源を生かした食産業の振興	37
6	ものづくり産業の振興	40
7	雇用機会の確保と若者の地元定着	44
8	地域における医療と健康づくりの推進	47
9	地域で支えあう福祉の推進	51
10	良好な環境の保全	56
11	定住環境の整備と地域コミュニティの活性化	60

資料編

1	目指す姿指標一覧表	67
2	復興関連施策一覧表	68
3	ふるさと振興関連施策一覧表	69
◇	(参考) 広域振興圏別統計データ	73



はじめに

1 プラン（地域編）の策定趣旨

県では、これまで、「いわて県民計画」に掲げた各広域振興圏の“目指す将来像”の実現を目指して、重点的・優先的に取り組む政策などを具体的に示した「第1期アクションプラン（地域編）」「第2期アクションプラン（地域編）」を定め、プランに基づいて、各圏域の強みを伸ばし、弱みを克服する施策の着実な推進を図ってきました。

各広域振興圏の“目指す将来像”の実現のためには、“地域経営”の考え方にに基づき、それぞれの地域の主体性や創意が十分に発揮される取組を推進していくことが重要であり、「第3期アクションプラン（地域編）」では、第2期プランにおける取組の成果と課題や各圏域を取り巻く社会経済情勢の変化などを踏まえ、各重点施策において、「みんなで目指す姿」や「目指す姿を実現するための取組」、「取組に当たっての協働と役割分担」等を示しながら、各圏域が今後4年間に重点的・優先的に取り組むべき施策等を推進していきます。

なお、沿岸広域振興圏においては、東日本大震災津波からの復興が最重要の課題であることから、第3期アクションプランを策定しないこととし、「岩手県東日本大震災津波復興計画」に基づき、復興へ向けた取組を着実に推進していきます。

2 プラン（地域編）の期間

「第3期アクションプラン（地域編）」の計画期間は、平成27年度（2015年度）から平成30年度（2018年度）までの4年間です。

3 プラン（地域編）の構成

(1) 目指す将来像

明確な顔を持った各広域振興圏の確立に向けて、平成30年度を目標年度とした各圏域の“目指す将来像”を示しています。

(2) 第2期プランにおける成果と課題

各圏域の“目指す将来像”の実現に向けて、第2期プランにおいて取り組んだ施策等の成果と課題を示しています。

(3) 振興施策の基本方向

第2期プランにおける成果と課題や各圏域を取り巻く社会経済情勢の変化などを踏まえ、第3期プランにおいて重点的に取り組むべき“振興施策の基本方向”を示しています。

また、“振興施策の基本方向”を具体的に推進するための重点施策を設定し、施策ごとに「みんなで目指す姿」、「目指す姿を実現するための取組」、「取組に当たっての協働と役割分担」、「県の具体的な推進方策（工程表）」を示しています。

(4) 被災地の復興支援に向けた取組

県央広域振興圏及び県南広域振興圏では、内陸地域の活力が沿岸地域の復興を支えるという観点から、沿岸地域の復興支援に資する取組を示しています。

(5) ふるさと振興に向けた取組

「岩手県ふるさと振興総合戦略」に掲げる3つの柱、「岩手で働く」、「岩手で育てる」、「岩手で暮らす」に基づき、各圏域におけるふるさと振興の取組を示しています。

4 プラン（地域編）の推進

各広域振興圏における“目指す将来像”を実現するためには、県はもとより地域のみなさんやNPO、市町村、企業など多様な主体が地域の課題を共有し、力を合わせて解決を目指していくことが重要です。このため、「第3期アクションプラン（地域編）」の策定に当たっては、地域の代表者等で構成される各圏域のいわゆる圏域懇談会等における意見などを踏まえ策定しました。

また、今後の同プランの進行管理については、各圏域の圏域懇談会等により地域の意見を十分に反映させながら、取組を進めていきます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

東日本大震災津波からの本格復興とものづくり産
路開拓、人材の育成、確保が重要です。
このため、企業は、事業拡大等に向けた経営課題の解決
産業支援機関や商工団体等は経営課題の解決に取り組む

■取組に当たっての協働と役割分担
「主な取組内容」を実施するに当たっての、
各主体（県民・NPO、企業、市町村、県
など）との協働と役割について、「考え方」
と「主体ごとの役割の内容」について記載
しています。

県以外 の主体	(企業)	(市町村)
	<ul style="list-style-type: none"> 技術力の向上、研究開発、取引拡大、人材確保等の取組の推進 他圏域との交流会等への参画 若年層の人材育成への協力、企業内人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 企業訪問による経営課題の把握、相談対応 企業誘致の推進及び誘致企業に対するフォローアップ
県	(教育機関・産業支援機関)	
	<ul style="list-style-type: none"> 企業訪問による経営課題の把握、相談対応 企業間取引、研究機関等とのマッチング支援 	
	<ul style="list-style-type: none"> 他圏域との交流機会の提供 企業訪問による経営課題の把握、相談対応 研究機関等とのマッチング支援 若年層の人材育成及び企業内人材育成に対する支援 企業誘致に係る情報収集、情報提供及び誘致企業の 	

■県の具体的な推進方策
県が中心となって取り組む「具体的な推進
方策」について、「工程」や「目標」を盛り
込みながら記載しています。

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
① 企業の経営課題に応じた支援															
目標															
◎企業等訪問件数（社）															
<table border="1"> <tr> <th>H26</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>141</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>150</td> </tr> </table>	H26	H28	H29	H30	141	150	150	150	企業の経営課題に応じた支援 （技術開発支援、販路開拓支援、専門家派遣等）						
H26	H28	H29	H30												
141	150	150	150												
・他圏域との技術交 （社）	船社団体等との協働による技術力向上や商品開発等支援														
<table border="1"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>25</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	25	20	20	20	20	他圏域との交流				
H26	H27	H28	H29	H30											
25	20	20	20	20											

具体的な推進方策の目指す姿をより体現
する目標を「主たる目標」と定め、これ
を「◎」印で示しています。

具体的な推進方策に関連する広域
振興局の分野別、部門別の計画を記
載しています。

関連する計画

・ 県北地域産業活性化協議会 基本計画（計画期間 平成19年～平成23年）※平成28年9月30日まで延長予定

※1 デバイス
IC（集積回路）、ダイオード、トランジスタなど、何らかの特定機能を持った電子部品。
2 インターンシップ
学生や生徒が、学校中に、将来のキャリア（職業生活）に関連した就業体験を行うこと。

難解な表現、専門用語には、
用語解説を付しています。

県北広域振興圏

- 1 県北広域圏域の目指す将来像（目標年度：平成 30 年度）
- 2 第 2 期プランにおける成果と課題
- 3 振興施策の基本方向（平成 27 年度から平成 30 年度まで）
- 4 ふるさと振興に向けた取組

重点施策No. 1 防災対策の推進

重点施策No. 2 地域経済や暮らしを支える社会基盤の整備

重点施策No. 3 農林水産業の経営体の育成と産地形成

- ① 農業
- ② 林業
- ③ 水産業

重点施策No. 4 体験・交流型観光の展開

重点施策No. 5 地域資源を生かした食産業の振興

重点施策No. 6 ものづくり産業の振興

重点施策No. 7 雇用機会の確保と若者の地元定着

重点施策No. 8 地域における医療と健康づくりの推進

重点施策No. 9 地域で支えあう福祉の推進

重点施策No.10 良好な環境の保全

重点施策No.11 定住環境の整備と地域コミュニティの活性化

培われた知恵・文化、多様な資源・技術を生かし、
八戸圏域等との交流・連携を深めながら、
持続的に発展する活力みなぎる地域

【取組の基本方向】

- ・ 冷涼な気候を生かしたレタスやほうれんそう、品質の高い雑穀、放牧で育てたいわて短角和牛、ブロイラー、三陸の海に生まれたウニ・アワビや天然ホヤなど、県北圏域が誇る安全・安心で魅力的な農林水産資源を生かし、食産業の振興を図ります。
- ・ 企業支援の強化や、ものづくり人材の育成を進め、縫製業、電気電子機器関連産業、造船業など、ものづくり産業の一層の振興を図ります。
- ・ 県北圏域が持つ豊かな自然環境や漆に代表される伝統に培われた文化を生かし、農山漁村の暮らしを実感できる体験観光や教育旅行の取組を進め、定住・交流人口の拡大を図ります。
- ・ 歴史的・文化的にも深いつながりがあり、隣接する経済圏である八戸圏域等と様々な面で交流・連携を進めながら、地域経済の活性化を推進します。
- ・ 地震津波等の災害から住民生活を守る基盤整備や、地域住民の互助の精神を生かした様々なネットワーク作りを進め、生涯を通じて健康で安全・安心に暮らしていける社会の形成を進めます。

2 第2期プランにおける成果と課題

○「Ⅰ 安全・安心に暮らせるまちづくり」

第2期プランにおいては、東日本大震災津波からの復旧・整備など防災対策の推進、地域経済や暮らしを支える社会基盤の整備に取り組みました。

その結果、震災により被災した県管理の公共土木施設等の復旧・整備は進みましたが、一部未完成箇所が残されています。

また、物流の効率化や圏域内外の交流拡大、生産性の向上を支える道路や林道などの整備は進みましたが、復興関連道路等の一部ではやや遅れが生じています。

今後は、東日本大震災津波からの公共土木施設等の復旧・整備や洪水・土砂災害対策の施設等の整備を推進するとともに、防災意識の啓発活動に取り組みます。

さらに、復興道路の整備に合わせて、復興支援道路や復興関連道路、農道、林道等の道路の整備を推進します。

○「Ⅱ 地域資源を活かした活力ある産業づくり」

第2期プランにおいては、農林水産業の経営体の育成と産地形成、着地型観光の展開、地域資源を活かした食産業の振興、ものづくり産業の振興、雇用機会の確保・拡大に取り組みました。

その結果、園芸や畜産などの産地力の強化、特用林産物の流通・販売体制の強化、漁業生産基盤の復旧と整備、広域的な観光情報の発信による誘客の促進、被災事業者の本格操業に向けた支援、北いわての食材の認知度向上、企業の経営課題に応じた支援、若年者等の就業支援などがおおむね順調に進みました。

一方、農林水産業従事者の減少・高齢化、「あまちゃん」などによる認知度向上を活かした誘客の促進、食産業やものづくり産業の経営課題解決に取り組む人材の不足、若年者の地元就職が依然として低い状況にあることが課題となっています。

今後は、次代を担う多様な農業経営体の育成、地域をけん引する林業経営体の育成と適切な森林整備の促進、秋サケなどの水産物生産体制の強化、特色ある地域資源を活用した体験・交流型観光の推進、食産業やものづくり産業の改善活動の支援を通じた人材の育成、地域ぐるみのキャリア教育の推進による若者の地元就職に向けた一層の支援などを推進していきます。

○「Ⅲ 健康で住みよい地域づくり」

第2期プランにおいては、被災住民への健康支援などの地域における医療と健康づくりの推進、地域で支えあう福祉の推進、良好な環境の保全、歩道整備などの定住環境の整備と地域コミュニティの活性化に取り組みました。

その結果、被災住民へのこころと体の健康支援や被災した診療所の再建、保健・医療と介護・福祉との連携の推進、高齢者の権利擁護などの高齢者支援、青森県境産業廃棄物不法投棄事案への対応などがおおむね順調に進みました。

一方、県北圏域の自殺死亡率、脳血管疾患や心疾患による死亡率が高いこと、高齢者や生活困窮者に対する新たな支援制度に対応した体制の構築が課題となっています。

今後は、自殺対策の重点的な推進、食生活改善などの生活習慣病予防の推進、「地域包括ケアシステム」の構築支援など的高齢者支援、関係機関の連携による生活困窮者の自立支援、若者・女性への活動支援などによる地域コミュニティの活性化などを推進していきます。

3 振興施策の基本方向（平成27年度から平成30年度まで）

県北広域振興圏の第3期プランは、他圏域と連携しながら、震災からの本格復興と圏域の地域特性を生かした振興を進め、人口の流出防止・定着の促進を図るため、「安全・安心に暮らせるまちづくり」、「地域資源を生かした活力ある産業づくり」及び「健康で住みよい地域づくり」を基本方向とし、11の重点施策を推進していきます。

I 安全・安心に暮らせるまちづくり

- 東日本大震災津波により被災した施設の復旧・整備を推進するとともに、ハード・ソフト両面から地震津波等への対策を強化します。
- 物流の効率化、圏域内外への交流拡大及び生産性の向上を支える社会基盤の整備を推進します。

重点施策

- 1 防災対策の推進
- 2 地域経済や暮らしを支える社会基盤の整備

II 地域資源を生かした活力ある産業づくり

- 地域の中核となる経営体の育成や担い手の確保・育成を図るとともに、地域特性を活かした農林水産物の生産拡大や6次産業化などによる高付加価値化の取組を進めます。
- 県北圏域の豊かな自然、伝統文化、農山漁村の暮らしを実感できる教育旅行などの体験・

交流型観光や、生産・加工・流通・販売の各事業者が連携し地域の特徴ある食材を活かす食産業を推進します。

- 産学官が連携した企業支援を展開し、県北圏域のアパレルなど特徴的な産業の認知度向上やものづくりを担う人材の育成を進めるとともに、地域ぐるみのキャリア教育に取り組み、若者の地元就職を促進します。

重点施策

3 農林水産業の経営体の育成と産地形成

- ① 農業
- ② 林業
- ③ 水産業

4 体験・交流型観光の展開

5 地域資源を生かした食産業の振興

6 ものづくり産業の振興

7 雇用機会の確保と若者の地元定着

Ⅲ 健康で住みよい地域づくり

- 東日本大震災津波で被災した方々にそれぞれの状況に応じた支援を行うとともに、保健・医療と介護・福祉の連携を図り、子どもから高齢者まで誰でも、病気や障がい等の有無に関わらず、安心して健やかに暮らせる環境づくりを推進します。
- 豊かな自然や環境と共生しながら、住み良いまちの形成に向けた生活環境の整備を図るとともに、若者や女性等の活躍を支援し、地域コミュニティの活性化を推進します。

重点施策

8 地域における医療と健康づくりの推進

9 地域で支えあう福祉の推進

10 良好な環境の保全

11 定住環境の整備と地域コミュニティの活性化

4 ふるさと振興に向けた取組

県北広域振興圏の第3期プランにおいては、岩手県ふるさと振興総合戦略に掲げるふるさと振興の3つの基本目標「岩手で働く」「岩手で育てる」「岩手で暮らす」の実現に向け、以下に掲げる具体的な取組を推進します。

主な取組内容

【岩手で働く】

○ 農林水産業（重点施策項目No. 3-1 3-2 3-3）

農業

- ・ 新技術や新品目の導入による園芸・畜産を中心とした産地力の強化に取り組むとともに、ヤマブドウ・雑穀・日本短角種等の地域特性を活かした農畜産物の高付加価値化や6次産業化の拡大に取り組みます。
- ・ 新規就農者の確保・育成に向け、受入れ態勢の充実と就農準備から経営確立までの発展段階に応じた生産技術や経営力向上に取り組めます。

林業

- ・ 多様な木材需要へ適切に対応できる木材生産体制の整備を促進するとともに、木炭・しいたけ等の特用林産物の生産体制の強化や販売促進等に向けた取組を促進します。
- ・ 木材需要へ対応できる素材生産体制の整備に向け、素材生産事業者の新規就業者確保、人材育成に向けた取組や低コスト化に向けた取組を支援します。

水産業

- ・ つくり育てる漁業の再生、圏域の特徴を生かした採介藻漁業や漁船漁業の振興、養殖技術の高度化等による生産体制の強化に取り組めます。
- ・ 新規就業希望者の受け入れ態勢や就業プログラムの構築を進めるとともに、水産業を身近な職業として認識してもらうため、小学生から高校生を対象とした漁業体験などの実施を支援します。

○ 観光（重点施策項目No. 4）

- ・ 農山漁村や歴史・文化、食などの特色ある素材や地域の人材を活用するとともに、連続テレビ小説「あまちゃん」効果による誘客の継続を図るほか、世界遺産登録を目指す御所野遺跡、三陸ジオパーク、九戸政実などの地域資源を生かした体験・交流型の観光メニューの整備を進めます。
- ・ 地域の観光を支える観光ボランティアガイドや体験インストラクターの養成を支援するとともに、観光関係者の接客技術の向上など観光を担う人材の育成を支援します。

○ 食産業（重点施策項目No. 5）

- ・ 各種支援機関と連携しながら、地域の事業者が抱える経営課題に応じた支援を行うとともに、物産フェアへの出展等により、北いわて食材の認知度向上に取り組めます。
- ・ 若手事業者の行う食を通じた地域づくりの取組や魅力ある特産品の開発等を支援するとともに、児童・生徒に対する、地域の食材や食産業の理解を深める啓発活動に取り組めます。

○ ものづくり産業（重点施策項目No. 6）

- ・ いわて産業振興センターと協働し、各企業の経営課題に応じて総合的に支援するとともに、アパレル等地域の特徴的な産業の振興に取り組めます。
- ・ 内陸部や隣接する八戸圏域を含む産業界や学校等と連携し、児童・生徒や保護者等の工場見学、インターンシップの斡旋、工業高校生への技能講習などに取り組めます。

○ 雇用、若者の地元定着（重点施策項目No. 7）

- ・ 地域ジョブカフェ、ハローワーク、企業及び職業訓練協会等との連携による就業支援を行います。
- ・ 職場体験、職場見学、出前授業など、地元の教育界と産業界が一体となった地域ぐるみのキャリア教育に取り組めます。

- ・ 地域ジョブカフェを拠点として、関係機関が連携しながら、高校生の地元企業への就職や新規就労者の職場定着、さらには若年求職者を中心とした就職活動を支援します。

【岩手で育てる】

○ 地域福祉（重点施策項目No. 9）

- ・ 市町村等の担当者会議や子育て支援従事者研修会の開催等を通じて、関係者間のネットワークの構築や子育てにやさしい環境づくりの推進に取り組みます。
- ・ 「いわて子育て応援の店」協賛店の拡充により、子育て家庭を地域全体で応援します。
- ・ 成長段階に応じた啓発指導の取組により、子どもの健全な育成を図ります。
- ・ 市町村など関係機関と連携し、ひとり親家庭等に対するきめ細やかな相談支援を行います。

【岩手で暮らす】

○ 地域医療と健康づくり（重点施策項目No. 8）

- ・ 「地域包括ケアシステム」の構築に向け、市町村の取組を積極的に支援し、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな医療、福祉・介護等のサービスを提供していきます。
- ・ 自殺者の多い年代を対象とした重点的な取組のほか、地域において見守り等を行うゲートキーパー等の人材養成や集中的な普及啓発を行うなど、関係機関・団体、地域住民及び行政が一体となって、包括的な自殺対策を推進します。
- ・ 脳卒中をはじめとした生活習慣病予防のため、関係機関や団体と一体となって、若年期からの各ライフステージに応じた、適量と適塩な食生活や運動習慣の定着に取り組みます。

○ 環境の保全（重点施策項目No. 10）

- ・ 公共用水域の水質状況の把握や工場・事業場等の污水排出源に対する監視指導等により水環境保全対策を推進します。
- ・ 環境学習や環境講演会の開催等による環境を守り育てる人材の育成と協働の推進により、環境保全活動を推進します。

○ 地域コミュニティ（重点施策項目No. 11）

- ・ 子どもの郷土愛を育むための体験交流や県、市町村、NPO等の多様な主体が参画する研修会等の実施を通じて、若者や女性の地元定着を図ります。
- ・ 地域コミュニティ活動に取り組む人材の育成を進め、地域の若者・女性グループが自ら行う地域の課題解決や元気創出に資する取組を支援します。

防災対策の推進

1 みんなで目指す姿

東日本大震災津波により被災した施設の復旧が完了するとともに、地震・津波・洪水・土砂災害から住民の生命・財産を守る防潮堤・砂防施設・治山施設等の整備や住宅等の耐震改修などのハード対策や、警戒避難体制の整備などのソフト対策が進み、住民は、災害時における適切な判断・行動の意識の向上が定着し、安全・安心な暮らしを営んでいます。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎東日本大震災津波により被災した公共土木施設の復旧箇所数の割合	87.4%	93.1%	94.3%	97.7%	100.0%
【目標値の考え方】 東日本大震災津波により被災した県管理の公共土木施設 87 カ所（災害査定決定箇所数）の復旧について、平成 30 年度までに 100.0%の未完了箇所の整備を目指すもの。					

現状

- 東日本大震災津波により被災した県管理の施設は、公共土木施設が 87 カ所（道路 15 カ所、橋梁 4 カ所、河川 4 カ所、港湾及び海岸 64 カ所）、町村管理の農地・農業用施設が 33 カ所（農地 12 カ所、施設等 21 カ所）、林野庁所管で県管理の防潮堤、防潮林及び治山施設等が 11 カ所、県管理の水産基盤施設（漁港）が 67 カ所にのぼり、未完了箇所の復旧・整備を推進する必要があります。
- 今後の地震・津波に備えた久慈港湾口防波堤の整備について、平成 26 年度末の整備進捗率が 41.0%と低い状況にあることから、整備を促進する必要があります。
- 東日本大震災津波により、久慈港では 8.6m（推定^{*1}）の津波が押し寄せて被害が発生するなど、津波防災施設の整備が求められていることから、久慈川（久慈市）、野田地区海岸（野田村）、八木地区海岸（洋野町）等において、防潮堤の整備を推進するとともに、水門や陸こうについては、施設の老朽化や非常時における閉鎖作業の危険性等を解消するための改修・遠隔操作化の整備を推進していく必要があります。
特に、野田村の防潮堤については、施設延長 1,350mのうち復旧・整備が必要な 1,338mについて、順次復旧・整備に取り組んでいます。
- 地震による建築物の倒壊等の被害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、住宅等の耐震対策を促進する必要があります。
- 近年、全国で局地的豪雨や台風に伴う災害が多発しており、洪水・土砂災害による被害を軽減するための施設の整備が求められています。
- 改正土砂災害防止法^{*2}に基づき、土砂災害のおそれのある区域の基礎調査^{*3}を実施し、その結果を随時公表することにより、住民に土砂災害の危険性を認識してもらう必要があります。また、基礎調査結果により、土砂災害対策施設の整備や土砂災害警戒区域等^{*4}の指定を推進する必要があります。
- 住民の防災意識の向上を図り、災害時の的確な行動を確保するため、市町村と連携した啓発活動を引き続き推進する必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

東日本大震災津波により被災した施設の復旧・整備を推進します。

また、津波対策については、湾口防波堤や防潮堤等の整備のハード対策及び安全な避難体制の構築等のソフト対策を進めるとともに、今後復旧・整備が進む水門については、自動閉鎖システムによる遠隔操作化を推進します。

地震・豪雨・土砂災害等による自然災害から住民の生命・財産を守るため、住宅等の耐震改修の促進、治水施設や土砂災害対策施設の整備、土砂災害のおそれのある区域の調査を推進するとともに、防災意識の向上や災害時の適切な判断・行動に関する啓発活動を引き続き推進します。

主な取組内容

① 地震・津波対策の推進 ☆

- ・ 東日本大震災津波により被災した施設の復旧・整備を推進します。
- ・ 東日本大震災津波を踏まえ、津波被害を軽減するため、湾口防波堤や防潮堤等の整備を進めるとともに、水門操作については、自動閉鎖システムによる遠隔操作化を推進することにより、概ね数十年から百数十年に一度の頻度で起こり得る津波に対応できる津波防災施設の整備を進めます。
- ・ 野田村の防潮堤については、所管が農林水産省・林野庁・国土交通省の3省庁にまたがっており、これらを担当する関係部局が相互に連携しながら、速やかな復旧・整備を進めます。
- ・ 各市町村の「耐震改修促進計画」に基づき、住宅等の耐震診断と耐震改修を促進します。
- ・ 東日本大震災津波により被災した市町村のまちづくり計画の実現に対する技術支援など、まちづくりに向けた取組を促進します。
- ・ ハード整備と併せて、避難経路の充実や防災教育の実施などソフト対策を効果的に推進します。
- ・ 防潮堤完成後、海岸防災林の機能発揮に向けて、地元市町村等との合意形成を図りながら、防潮林の造成を推進します。

② 洪水・土砂災害対策の推進

- ・ 河川改修を進め、洪水災害に対する安全度の向上を図ります。
- ・ 砂防施設、急傾斜地崩壊対策施設、治山施設等の整備を進めるなど、土砂災害対策を推進します。
- ・ 土砂災害のおそれのある区域の基礎調査結果を公表することにより、住民の防災意識の高揚を図るとともに、基礎調査結果に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を推進します。
- ・ 住民が安全で迅速に避難できるようハザードマップ^{※5}の作成や避難体制の整備を促進します。

③ 防災対策の強化 ☆ ◆

- ・ 住民の防災意識の向上や災害時の的確な行動を確保するための啓発活動を引き続き進めるとともに、市町村の地域防災計画策定を支援します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

東日本大震災津波による被災箇所の復旧・整備を推進するとともに、防災対策の推進に当たっては、関係法令等に定められた役割を確実に行っていくほか、関係機関が連携し、非常時により強い力を発揮できるような体制の構築が重要です。

県は、被災施設の復旧や洪水・土砂災害対策の施設等の整備を推進するとともに、防災意識の啓発活動に取り組みます。

国は、久慈港湾口防波堤の整備を促進します。

市町村は、自ら所管する被災施設の復旧・整備を進めるとともに、自主防災組織の育成や災害時の住民への広報活動に取り組みます。

企業・県民・NPO等は、防災対応力の向上に努めるとともに、耐震診断や耐震改修等に取り組みます。

主体	(国)	(市町村)	(企業・県民・NPO等)
県以外の主体	<ul style="list-style-type: none"> 久慈港湾口防波堤の整備 	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり計画の実現に向けた取組の実施 防災協定による連携 地域の安全・安心促進基本計画の実施 公共施設・住宅の耐震診断、改修の実施・支援 自主防災組織の育成 災害時の住民への広報の実施 防災意識等の啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断、耐震改修の実施 個人、地域ぐるみでの防災対応力の向上 避難・救護訓練等への参加
県	<ul style="list-style-type: none"> 県が所管する被災施設の復旧・整備 洪水・土砂災害対策の施設等の整備 治山施設等の整備 市町村が行う耐震対策への支援 市町村のまちづくり計画の実現に対する技術支援 土砂災害のおそれのある区域の公表 地域防災力向上への取組に対する支援 防災意識等の啓発活動 		

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																								
	～H26	H27	H28	H29	H30																				
① 地震・津波対策の推進 目標 ◎震災により被災した県管理の防潮林の復旧着手箇所数の割合（％） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>25.0</td><td>25.0</td><td>75.0</td><td>75.0</td><td>100.0</td></tr> </table> ◎震災により被災した県管理の水産基盤施設（漁港）等の復旧箇所数の割合（％） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>97.0</td><td>97.0</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	25.0	25.0	75.0	75.0	100.0	H26	H27	H28	H29	H30	97.0	97.0	100	100	100					
H26	H27	H28	H29	H30																					
25.0	25.0	75.0	75.0	100.0																					
H26	H27	H28	H29	H30																					
97.0	97.0	100	100	100																					
	防潮堤の復旧・防潮林の再生																								
	海岸水門等の遠隔操作化・電動化の推進																								
	住宅等の耐震化の促進																								
	市町村のまちづくり計画の実現に対する技術支援																								
② 洪水・土砂災害対策の推進 目標 ◎河川・砂防・急傾斜地崩壊対策事業完了工区数（累計・工区） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>4</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> </table> ◎土砂災害のおそれがある区域の公表箇所数（累計・箇所） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>1,005</td><td>1,092</td><td>1,274</td><td>1,466</td><td>1,679</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	4	4	5	6	7	H26	H27	H28	H29	H30	1,005	1,092	1,274	1,466	1,679					
H26	H27	H28	H29	H30																					
4	4	5	6	7																					
H26	H27	H28	H29	H30																					
1,005	1,092	1,274	1,466	1,679																					
	洪水、土砂災害対策の施設等の整備																								
	治山施設の整備																								
	土砂災害のおそれがある区域の公表																								

③ 防災対策の強化 目標 ◎津波防災出前講座の開催回数（累計・回）					久慈地域の小・中・高校生等を対象とした津波防災出前講座の開催				
H26	H27	H28	H29	H30					
62	68	74	80	86					

関連する計画

- ・岩手県東日本大震災津波復興計画（平成 23 年度～平成 30 年度）

- ※1 気象庁の津波観測地点のうち、久慈港については欠測となっており、平成 23 年 4 月 5 日に気象庁が発表した「現地調査による津波観測点付近の津波の高さについて」による推定値である。
- 改正土砂災害防止法
平成 26 年 8 月豪雨による広島市北部における土砂災害等を踏まえた課題と対応策として、主に「災害の危険性のある区域の明示」、「避難のための情報の提供」、「避難体制の充実・強化」の方向性のもと、平成 26 年 11 月に改正土砂災害防止法が成立し、平成 27 年 1 月から施行されたものである。
 - 基礎調査
急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地（原因地）に関する地形、地質、過去の災害履歴を調査するとともに、土砂の予想到達範囲、土砂災害のおそれがある土地の利用状況等の調査を行い、改正土砂災害防止法を施行する上で不可欠のデータを収集するものである。
 - 土砂災害警戒区域等
土砂災害警戒区域（イエローゾーン：土砂災害のおそれがある区域）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン：建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域）。
 - ハザードマップ
防災を目的に、災害に遭う地域を予測し表示した地図。

地域経済や暮らしを支える社会基盤の整備

1 みんなで目指す姿

東日本大震災津波により重要性が再確認された交通ネットワークの構築に向けて、復興道路^{※1}、復興支援道路^{※2}及び復興関連道路^{※3}を中心とした県管理道路、農道、林道等の道路の整備や被災した港湾の物流機能の回復が進み、都市や農山漁村の産業経済活動の向上や地域間交流の拡大、港湾の活発な利活用が図られるなど、住民や観光客の利便性が向上しています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎復興支援道路及び復興関連道路の供用率	47.0%	49.4%	53.4%	81.5%	100.0%
【目標値の考え方】 復興支援道路及び復興関連道路の整備を重点的に推進し、平成30年度までに100.0%の供用率（供用済み延長／計画延長）を目指すもの。					

現状

- 東日本大震災津波の経験を踏まえ、災害時などにおける確実な緊急輸送や代替機能を確保した道路ネットワークの構築を推進していく必要があります。
国では、復興道路として位置付けられている八戸・久慈自動車道、久慈・宮古間の三陸北縦貫道路の整備を促進していますが、平成26年度末時点における供用率は23%となっており、未整備区間が多く残されています。
- 復興支援道路及び復興関連道路について、災害時の救助、救援活動、緊急輸送物資の運搬などを迅速かつ的確に行うために、整備を推進していますが、平成26年度末時点において、計画延長13.0kmのうち供用済み延長が6.1kmと半数程度の供用状況となっています。
- 重要港湾久慈港及び地方港湾八木港において、物流拠点としての利用拡大や災害対応拠点としての機能強化を図るため、港湾施設の整備を推進する必要があります。
- 復興道路の整備促進による物流ネットワーク機能の向上を見据えた、運送企業等の進出がみられません。
- 平成22年12月の東北新幹線全線開業（青森延伸）以来、観光客を含めた人の動きが活発化していると同時に連続テレビ小説「あまちゃん」による誘客効果が続いていることから、県際道路や観光地へ通じる道路など地域間の交流人口拡大につながる道路の整備を推進する必要があります。
- 林産物の運搬路確保に向けた林道の整備について、県道や市町村道等と連携しながら、効率的な道路ネットワークを形成する必要があります。また、東日本大震災津波では、林道がライフラインとして機能しており、適切な管理が必要です。
さらに、県内で内陸型の合板工場が稼働するなど、木材需要の増加が見込まれることから、木材の生産性向上や再造林に向けた林道等の路網整備を推進する必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

復興道路の整備を促進するとともに、復興支援道路や復興関連道路を中心とした県管理道路の整備を推進し、内陸部と沿岸部あるいは沿岸部相互における物流の効率化や圏域内外の交流拡大を図ります。

また、木材安定供給と再造林などによる持続的な森林経営や、地域間を連携し山村地域の生活環境の向上を図るため、基盤となる林道の効果的かつ計画的な整備を図ります。

さらに、東日本大震災津波により被災した三陸沿岸地域の産業の復興を支援するため、復興道路等の整備を踏まえた港湾の利活用及び港湾施設の整備に取り組んでいきます。

主な取組内容

① 物流の効率化を支える道路、港湾の整備 ☆ ◆

- ・ 復興道路として位置付けられている八戸・久慈自動車道や三陸北縦貫道路の高速道路網の整備を促進します。
- ・ 復興道路の整備に合わせて、内陸部から三陸沿岸地域へアクセスする道路やインターチェンジへアクセスする道路である復興支援道路や復興関連道路を中心とした県が所管する幹線道路の整備を推進します。
- ・ 復興道路等の整備を踏まえた港湾施設の利活用を促進するため、久慈港における適切な港湾施設の維持管理に取り組むとともに、八木港の防波堤改良（静穏度対策）の整備等を推進します。

② 圏域内外の交流拡大を支える道路の整備 ☆

- ・ 圏域へのアクセス改善及び県際道路のあい路解消や県内各地を周遊する観光客の利便性向上を図るため、圏域内外の交流拡大を支える道路の整備を推進します。
- ・ 観光地の良好な景観を保全するため、景観に配慮した防護柵の整備を推進します。

③ 生産性の向上を支える林道の整備 ◆

- ・ 林道については、継続路線の早期完成を図るとともに、森林経営計画、森林資源状況を踏まえた路網の整備を図ります。

3 取組に当たっての協働と役割分担

八戸・久慈自動車道と三陸北縦貫道路の整備を促進するとともに、物流の効率化を支援する道路や港湾、圏域内外の交流拡大を支援する道路及び林道の整備を推進するなど、国や県、市町村が適切な役割分担のもと、相互に連携を図りながら社会資本の整備に取り組み、住民や企業に活発に利活用されることが重要です。

県は、国・市町村と一体となり、道路ネットワークの構築、港湾施設の整備等を推進します。

国は、八戸・久慈自動車道と三陸北縦貫道路の整備を促進します。

市町村は、自ら所管する道路や林道の整備を進めるとともに、農道・林道の管理を行います。

県以外の主体	(国)	(市町村)	(企業等)
	・ 復興道路の整備	・ 市町村道の整備 ・ 林道の整備、管理 ・ 農道の管理	・ 道路や港湾施設の利活用
県	・ 復興支援道路・復興関連道路等の整備 ・ 林道の整備 ・ 港湾の整備及び利活用の促進		

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
① 物流の効率化を支える道路、港湾の整備 目標 ◎復興支援道路の供用済み延長（k m） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.5</td> <td>3.6</td> <td>4.6</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	1.0	1.0	1.5	3.6	4.6					
H26	H27	H28	H29	H30											
1.0	1.0	1.5	3.6	4.6											
	復興支援道路等の整備														
		八木港防波堤改良（静穏度対策）の整備													
② 圏域内外の交流拡大を支える道路の整備 目標 ◎一般県道野田長内線供用率（％） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50.3</td> <td>60.7</td> <td>62.3</td> <td>71.0</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	50.3	60.7	62.3	71.0	100.0					
H26	H27	H28	H29	H30											
50.3	60.7	62.3	71.0	100.0											
	復興関連道路等の整備														
	防護柵の整備														
③ 生産性の向上を支える林道の整備 目標 ◎林道整備事業完了路線数（累計・路線） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	0	0	1	2	3					
H26	H27	H28	H29	H30											
0	0	1	2	3											
	林道の整備														

関連する計画

- ・岩手県東日本大震災津波復興計画（平成23年度～平成30年度）

※1 復興道路

三陸沿岸地域の復興のために必要な災害に強い高規格幹線道路等の幹線道路ネットワーク。県北圏域では三陸北縦貫道路と八戸・久慈自動車道が該当する。

2 復興支援道路

内陸部から三陸沿岸各都市にアクセスする道路及び横断軸間を南北に連絡する道路、インターチェンジにアクセスする道路。県北圏域では、国道281号、国道340号、国道395号、主要地方道久慈岩泉線、主要地方道軽米九戸線、主要地方道戸呂町軽米線の6路線。

3 復興関連道路

三陸沿岸地域の防災拠点（役場、消防等）や医療拠点（二次・三次救急医療施設）へアクセスする道路及び水産業の復興を支援する道路。県北圏域では、主要地方道軽米種市線、主要地方道野田山形線、主要地方道岩泉平井賀普代線、一般県道普代小屋瀬線、一般県道角ノ浜玉川線、一般県道野田長内線、一般県道侍浜夏井線の7路線。

農林水産業の経営体の育成と産地形成【農業】

1 みんなで目指す姿

地域資源を生かし、意欲と希望を持って経営に取り組む次代を担う経営体が確保・育成され、消費者・実需者^{*1}から信頼・支持される生産性・収益性の高い持続的な農業が展開されています。

東日本大震災津波による被災農地は復旧し、担い手への集積・集約化が進み、東日本大震災津波前を上回る生産性の高い農業が展開されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
農畜産物の販売額	735億円	738億円	741億円	744億円	747億円
【目標値の考え方】 園芸や畜産の生産力の強化や高付加価値化の推進などにより、平成30年度の農畜産物販売額を12億円増（現状から毎年0.4%増）の747億円を目指すもの。					

現状

- 県北地域は、沿岸部から内陸山間地帯まで東西に広く、多様な気候風土を有しています。沿岸部ではほうれんそうや菌床しいたけ、内陸部ではレタス・きゅうりなどの園芸及び雑穀を中心に県内有数の産地が形成されています。また、酪農や中小家畜を中心に大規模な畜産経営が営まれています。
- 農業従事者の減少・高齢化が進行しており、認定農業者数は、平成26年は1,103名と平成22年に比べ173名、14%減少しています。
今後も、農業従事者の減少・高齢化が見込まれることから、新規就農者を確保・育成するとともに、将来の地域の中核となる経営体を着実に育成していく必要があります。
- TPPの大筋合意がなされ、農業を取り巻く状況が大きく変わろうとしている中で、一層の生産性・収益性の向上による競争力の強化を図り、将来にわたり意欲を持って取り組む経営体の育成が必要となっています。
- 基盤整備地区では、法人を中心とした担い手の経営確立に向けた支援が重要となっています。こうした中、復旧・整備された被災農地では、新たな法人等による営農が再開されています。
- 農畜産物販売額は、野菜や果樹などの園芸分野で販売額が増加したこと、豚肉や肉用子牛価格の高値推移など畜産分野で販売額が増加したことなどにより、平成26年度735億円と平成22年度(611億円)比120%となっています。
園芸では、技術力の高い生産者や関係機関による協働支援体制が定着し、地域の生産技術の向上が図られる一方で、高齢化や後継者不足等により栽培面積が縮小しており、産地の維持発展のためには、機械化などの省力技術の導入や雇用等により、規模拡大を図る必要があります。
大家畜では、高品質な生乳や子牛を安定的に生産するため、生産技術の向上や良質な飼料の確保に取り組む必要があり、外部支援組織の機能強化により、ゆとりのある経営と低コスト経営の確立が重要となっています。
- 食品製造業者等とのマッチングにより地域の農畜産物を活用した商品開発は着実に進んでおり、今後も、高付加価値化に向けた6次産業化の取組を拡大していく必要があります。
産直施設では、東日本大震災津波を契機に、沿岸部と内陸部との交流により、商品の品揃えや品質の向上、意見交換などを通じて運営改善が図られ、販売額が着実に向上しており、引き続き組織の活性化に取り組んでいく必要があります。
- 農山村地域の人口減少や高齢化の進行等により地域の活力低下や荒廃農地の増加等による農山村の多面的機能^{*2}の低下が懸念されています。

法制化された日本型直接支払制度^{※3}を活用しながら、地域ぐるみによる農山村景観や農用地・水路等の地域資源の維持保全等の取組をさらに拡げていく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

将来の地域の中核となる経営体の育成及び新規就農者の確保・育成とともに、生産基盤の整備等による生産性の向上、地域の協働支援体制の充実や外部支援組織の機能強化等による園芸・畜産を中心としたさらなる産地力強化、6次産業化の拡大などに取り組みます。

また、地域の共同活動による農村景観の保全やコミュニティ機能の維持・活性化を促進します。

主な取組内容

① 次代を担う多様な経営体の育成 ◆

- 「地域農業マスタープラン^{※4}」に位置づけられた地域の中心となる経営体（中心経営体）を認定農業者へ誘導し、経営改善計画の達成に向けた取組を支援するとともに、農地中間管理事業を活用した経営規模の拡大や、作業の効率化等による経営の向上を図ります。

また、将来の地域の中核となる経営体を育成するため、意欲的な農業者や集落営農組織の経営発展を重点的に支援し、安定的に農業所得が確保できる経営体の育成を図ります。

- 新規就農者の確保・育成に向け、受入れ態勢の充実とともに、就農準備から経営確立までの発展段階に応じた生産技術や経営力向上に取り組みます。
- 女性農業者の経営参画など多様な担い手を育成します。
- 被災農地を含む中山間地域等におけるほ場整備や畑地かんがい施設整備等の農業生産基盤整備を進め、区画拡大や農地集積による経営体の営農の効率化を図ります。

② 地域資源を活用した産地力の強化 ☆ ◆

- 園芸では、技術力の高い生産者自らが技術・経営を指導する協働支援活動をさらに強化するとともに、新規栽培者の掘り起こし、労働力の確保を支援します。

また、新技術や新品目の導入、畑地かんがい技術の活用拡大、経営の規模拡大による生産性の向上、流通販売体制の強化等による収益性の向上、通年での所得確保に向けた冬春野菜生産等の生産拡大に取り組みます。

- 大家畜等畜産では、酪農の乳質改善及び乳量増加や、和牛繁殖の分娩間隔短縮など生産技術の向上を進めるとともに、規模拡大に向けた飼料基盤や牛舎等の生産基盤の整備を推進します。

また、TMRセンター^{※5}、コントラクター^{※6}、キャトルセンター^{※7}などの外部支援組織の機能強化、耕畜連携による飼料用米等や稲発酵粗飼料の利用拡大を推進し、飼料生産や飼養管理の省力化・生産コストの低減を図ります。

- 高品質でかつ安全・安心な農畜産物の生産を推進するため、消費者が求める情報を提供します。

③ 地域特性を活かした農畜産物の高付加価値化 ◆

- やまぶどう・雑穀・日本短角種等、県北地域の特色ある農畜産物の生産や商品開発・販路拡大、新たな地域資源を活用した6次産業化による高付加価値化の取組を支援します。
- 産直施設は、地域農畜産物の魅力発信の場や地産地消の拠点として、より多くの消費者を惹きつけるよう運営改善、組織の活性化の取組を支援します。
- 地域の観光組織と連携した観光農業の取組拡大等による果樹のブランド化を支援します。

④ 農山村の活性化 ◆

- 多面的機能支払や中山間地域直接支払など、日本型直接支払制度を活用した地域ぐるみの共

同活動を促進し、農村景観や農地・農業用施設などの地域資源の保全、荒廃農地の発生防止と農地の有効活用を進めるとともに、地域のコミュニティ機能の維持・活性化を促進します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

生産者や農協等の関係団体は、担い手の確保・育成や販売額の拡大に向け、生産性・市場性の高い産地形成、農畜産物の生産・供給・高付加価値化、地域協働体制の強化に取り組めます。

市町村は、生産者や農協等の取組を支援するとともに、認定農業者や集落営農組織の経営発展、新規就農者の確保・育成、農畜産物の情報発信や商品開発、農村環境保全の活動などを支援します。

県は、市町村や農協等と連携し、担い手の確保・育成と経営発展への取組、産地形成に向けた生産性・収益性の向上、農業生産基盤や生産施設・機械等の整備、商品開発や実需者とのマッチング等の販路拡大などを支援します。

県以外の主体	(生産者・団体等) <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域農業マスタープランの実践 ・ 先進技術の習得と経営発展の実践 ・ 安全・安心・高品質な農作物の生産 ・ 6次産業化等の実践 ・ 農村景観・環境保全等地域活動実践 	(市町村) <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域農業マスタープランの実践支援 ・ 農業経営改善計画等の作成支援・認定 ・ 農地中間管理事業の活用支援 ・ 生産施設・機械の整備支援 ・ 地域の農林水産物の情報発信と商品開発支援 ・ 農村景観・環境保全等の普及啓発
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域農業マスタープランの実践支援 ・ 担い手確保・育成のための組織体制整備と経営発展段階に応じた取組支援 ・ 生産性、収益性向上に向けた技術指導 ・ 生産基盤、生産施設・機械の整備支援 ・ 商品開発や実需者とのマッチング、販路拡大支援 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																								
	～H26	H27	H28	H29	H30																				
① 次代を担う多様な経営体の育成 目標 ◎農畜産物販売額1千万円以上の経営体数（経営体・累計） <table border="1" style="margin-top: 5px;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>216</td><td>224</td><td>232</td><td>240</td><td>248</td></tr> </table> ・新規就農者数（人） <table border="1" style="margin-top: 5px;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>36</td><td>36</td><td>36</td><td>36</td><td>36</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	216	224	232	240	248	H26	H27	H28	H29	H30	36	36	36	36	36	認定農業者の確保と経営改善計画の達成 中心経営体を認定農業者へ誘導 経営改善計画の作成及び経営改善の取組支援				
H26	H27	H28	H29	H30																					
216	224	232	240	248																					
H26	H27	H28	H29	H30																					
36	36	36	36	36																					
	将来の地域の中核となる経営体の育成 経営発展に意欲的な農業者や集落営農組織など重点支援農家の育成 販売額1,000万円を目指す経営体の実践的な取組支援																								
	新規就農者確保・育成 就農希望者への情報提供、実践的な農業研修、就農計画の作成支援 経営能力の向上・農業生産技術の習得支援、就農後の課題解決フォローアップ																								

<p>・水田整備面積（累計・ha）</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1,758</td><td>1,800</td><td>1,807</td><td>1,821</td><td>1,847</td></tr> </tbody> </table> <p>・畑地かんがい面積（累計・ha）</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1,228</td><td>1,271</td><td>1,314</td><td>1,362</td><td>1,384</td></tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	1,758	1,800	1,807	1,821	1,847	H26	H27	H28	H29	H30	1,228	1,271	1,314	1,362	1,384	<p>農業生産基盤整備の推進</p> <p>調査計画 → 土地改良計画 策定・法手続き → 農業生産基盤の整備</p> <p>農地の有効かつ効率的利用促進</p> <p>農地中間管理事業の制度周知 → 農地中間管理事業の活用 → 担い手農家等への農地集積</p>																				
H26	H27	H28	H29	H30																																					
1,758	1,800	1,807	1,821	1,847																																					
H26	H27	H28	H29	H30																																					
1,228	1,271	1,314	1,362	1,384																																					
<p>② 地域資源を活用した産地力の強化</p> <p>目標</p> <p>◎野菜・果樹の出荷量（t）</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>14,589</td><td>14,932</td><td>15,275</td><td>15,618</td><td>15,961</td></tr> </tbody> </table> <p>◎花きの出荷量（万本）</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>972</td><td>1,063</td><td>1,076</td><td>1,090</td><td>1,103</td></tr> </tbody> </table> <p>◎繁殖牛の平均分娩間隔（日）</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>419</td><td>416</td><td>413</td><td>410</td><td>407</td></tr> </tbody> </table> <p>◎生乳出荷量（t）</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>46,339</td><td>47,767</td><td>49,195</td><td>50,622</td><td>52,050</td></tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	14,589	14,932	15,275	15,618	15,961	H26	H27	H28	H29	H30	972	1,063	1,076	1,090	1,103	H26	H27	H28	H29	H30	419	416	413	410	407	H26	H27	H28	H29	H30	46,339	47,767	49,195	50,622	52,050	<p>新技術の導入による生産性向上と生産者数の確保</p> <p>新技術の導入支援 → 地域協働支援体制の強化 → 新技術の普及拡大、技術向上支援</p> <p>新規栽培者の掘り起こし → 新規栽培者の定着・生産拡大支援</p> <p>和牛繁殖農家の生産性向上のための技術向上</p> <p>サポートチームによる巡回指導、ICT等を活用した新技術の実証・普及拡大</p> <p>生産量拡大に向けた個別指導、外部支援組織の運営強化</p> <p>基盤整備計画策定 → 設計支援、基盤整備 → 技術指導</p> <p>乳質改善巡回指導、飼養管理研修会、外部支援組織運営支援</p>
H26	H27	H28	H29	H30																																					
14,589	14,932	15,275	15,618	15,961																																					
H26	H27	H28	H29	H30																																					
972	1,063	1,076	1,090	1,103																																					
H26	H27	H28	H29	H30																																					
419	416	413	410	407																																					
H26	H27	H28	H29	H30																																					
46,339	47,767	49,195	50,622	52,050																																					
<p>③ 地域特性を活かした農畜産物の高付加価値化</p> <p>目標</p> <p>◎新規6次産業化取組数*（件）</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr> </tbody> </table> <p>*自らの生産物を加工（委託加工も含む）し、販売を行う生産者又は生産者を含むグループ数</p> <p>◎産直施設の販売額（百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1,675</td><td>1,695</td><td>1,715</td><td>1,735</td><td>1,755</td></tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	2	2	2	2	2	H26	H27	H28	H29	H30	1,675	1,695	1,715	1,735	1,755	<p>6次産業化等の取組啓発・実践、関係機関との連携による支援体制充実化</p> <p>新規取組者の掘り起こし → 実践者の経営高度化</p> <p>定期的な関係機関の情報共有（6次産業化サポート会議）</p> <p>産直の販売額向上 （アドバイザー指導、モデル実証、優良事例波及）</p> <p>運営改善計画作成 → 運営改善実践 → 評価・検証</p>																				
H26	H27	H28	H29	H30																																					
2	2	2	2	2																																					
H26	H27	H28	H29	H30																																					
1,675	1,695	1,715	1,735	1,755																																					
<p>④ 農山村の活性化</p> <p>目標</p> <p>◎保全活動協定面積（累計・ha）</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>3,748</td><td>4,050</td><td>4,250</td><td>4,350</td><td>4,500</td></tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	3,748	4,050	4,250	4,350	4,500	<p>農業・農村の多面的機能を支える共同活動への支援</p> <p>制度の周知 → 協定締結、活動定着支援、指導・相談会</p>																														
H26	H27	H28	H29	H30																																					
3,748	4,050	4,250	4,350	4,500																																					

関連する計画

- ・久慈地方新規就農者確保・育成アクションプラン
- ・二戸地方農業担い手育成プラン
- ・久慈地方ほうれんそう産地拡大ビジョン
- ・二戸地方園芸振興プラン

- ※1 実需者
加工業者、外食・中食事業者、卸売業者、量販店など、農林水産物を加工する会社や農林水産物を取り扱っている流通業者の総称。
- 2 農山村の多面的機能
国土の保全・水源の涵養（かんよう）・自然環境の保全・良好な景観の形成・文化の伝承など、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能。
- 3 日本型直接支払制度
農村の持つ多面的機能を維持・発揮するため、地域活動や営農活動に対して支援する制度。平成 26 年度に、次の 3 制度を統合し創設された。
1. 多面的機能支払
 2. 中山間地域等直接支払
 3. 環境保全型農業直接支払
- 4 地域農業マスタープラン
「持続可能な力強い農業」の実現に向け、課題となる農家の高齢化・後継者不足・耕作放棄地の増加など「人と農地の問題」の解決に向け、5 年後、10 年後に誰がどのように農地を利用するか、集落・地域の話し合いに基づきとりまとめた計画。
- 5 TMR センター
粗飼料と濃厚飼料等を適切な配合で混合し、乳牛の養分要求量に合うように調整した飼料（TMR：Total Mixed Rations）を地域の酪農家に供給する組織。
- 6 コントラクター
飼料の収穫など圃場作業を請け負う組織。
- 7 キャトルセンター
生産者（繁殖農家）から母牛、子牛を預かり管理育成する組織。

農林水産業の経営体の育成と産地形成【林業】

1 みんなで目指す姿

木材の多様な需要に適切に対応する素材（丸太）生産が行われるとともに、公益的機能が十分に発揮できる森林が経営されています。

また、特用林産物^{*1}の生産・供給体制が強化され、県内外の需要に応えることのできる地域産業として確立しています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H27)	
◎①木材生産額（推計）	②2,464百万円	②2,521百万円	②2,578百万円	②2,647百万円	②2,715百万円
②主要特用林産物生産額（推計）	698百万円	810百万円	849百万円	889百万円	930百万円
【目標値の考え方】 ① 木材需要の多様化に対応した素材の生産が図られ、目標年度までに木材生産額が約1割増加することを目指すもの。 ※ 推計：国が公表している岩手県の林業産出額から県北管内の木材生産額を推計したもの。 ② 生産量の拡大や価格の安定化が図られ、目標年度までに木炭・乾しいたけ・生漆の生産額が約3割増加することを目指すもの。 ※ 推計：県が調査している特用林産物の生産量から県北地域の特用林産物生産額を推計したもの。 注）現状値、目標値ともに暦年の数値					

現状

- 東日本大震災津波に伴う合板工場等の被災により、素材（丸太）の需要が下落したことから、素材生産量は著しく低下しましたが、工場等の復旧や木材需要増加の影響を受けて、素材生産量は震災前の約20万m³まで回復しています。
- 森林所有者等が面的にまとまった森林を経営する森林経営計画制度が平成24年から始まりましたが、小規模・零細な所有者が多くとりまとめが進みづらい状況にあることから、地域けん引型林業経営体^{*2}等が、森林所有者に代わる担い手として施策を集約化することが必要です。
- 県内で内陸型の合板工場が稼働するなど、素材の需要量は高まることが見込まれていますが、森林の公益的機能と循環利用に配慮しながら、A・B・C・D材^{*3}それぞれの質に応じた木材のカスケード利用^{*4}が必要です。
- 県北地域は、豊富な広葉樹資源を背景とした木炭、乾しいたけ、生漆等の特用林産物の生産が盛んで、質・量ともに国内有数の産地を形成していますが、安定的な生産活動を継続できるような体制づくりが必要です。

木炭は、価格変動が激しく経営が安定しないことから、地域の生産者が経営意識の向上や安定的に生産できる体制づくりに取り組む必要があります。

乾しいたけは、放射性物質に対する安全性を確認するとともに、質の高い乾しいたけを消費者に届けるための販売促進や消費拡大に向けた取組が必要です。

生漆は、重要文化財等の修復への需要に期待が高まっており、浄法寺地域では国内最大の漆の生産地として漆林の健全育成による資源の確保が求められています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

地域の森林整備を担う意欲ある林業経営体を育成し、適切な森林整備を促進します。また、多様な木材需要へ適切に対応できる木材生産体制の整備を促進します。

特用林産物の安定的な生産活動が維持されるよう、木炭の生産体制の強化や乾しいたけの販売促進等に向けた取組を促進します。また、文化財修復等で需要増の見込まれる生漆について質の高い漆資源の確保を促進します。

主な取組内容

① 地域をけん引する林業経営体の育成と適切な森林整備の促進 ◆

- ・ 地域けん引型林業経営体等に対し、その施業集約化の取組を支援し、森林所有者に代わる森林経営の担い手として育成します。
- ・ 公益的機能を維持した森林の循環利用のため、計画的な間伐、更新伐^{*5}及び再造林等の森林整備を支援します。

② 木材のカスケード利用に対応できる生産体制づくり ☆ ◆

- ・ 木材需要へ対応できる素材生産体制の整備に向け、素材生産事業者の新規就業者確保、人材育成に向けた取組や低コスト化に向けた取組を支援します。
- ・ アカマツや広葉樹などの地域材が、製材、合板、チップ、木質バイオマスなどの用途に適切に利用されるよう、素材生産や製材工場など林業関連事業者による連携強化等を支援します。

③ 特用林産物の生産及び流通・販売体制の強化 ◆

- ・ 木炭生産者の経営意識の向上や安定的な生産体制の整備に向け、県北圏域の生産者や流通関係者が組織する「北いわて木炭産業振興協議会」による生産者間の情報共有や若手生産者の育成に向けた取組を支援します。
- ・ 安全な乾しいたけの生産体制を維持するため、引き続き、放射性物質に対する安全性を確認します。
- ・ 乾しいたけのブランド化により販売促進するため、高品質な乾しいたけの差別化や直接販売の推進に向けた取組を支援するとともに、地元消費の拡大に向けたPRに取り組みます。
- ・ 需要に対応できる質の高い漆資源を確保するため、漆林の適正管理や若手漆掻き職人等による保育作業を通じて健全な漆林育成の取組を支援します。また、浄法寺漆を県内外へ発信するため市町村が行うブランド化の推進に連携して取り組みます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

森林の適切な管理と、森林を活用した地域産業の振興を図るため、行政、森林所有者、森林組合等が共通の認識を持ち、協働して着実に取り組んでいくことが重要です。

森林所有者は、森林の現況把握や境界保全、森林経営計画の作成、伐採届の徹底などを通じて計画的な森林施業の実施に貢献します。

森林組合及び地域けん引型林業経営体等は、森林経営計画等に基づく施業の集約化や適切な森林整備の実施、循環利用に配慮した木材生産を行います。

木材加工事業者及び特用林産物生産者等は、適正に管理された森林資源の利用を通じた森林の循環利用に貢献します。

県は、市町村や森林管理署と連携し、意欲ある経営体の育成、適正な森林管理に取り組むとともに、林産物や特用林産物の生産・加工・販売に関する支援等に取り組みます。また、その他の関係者と連携し、地域林業・木材産業等における情報共有と課題解決に向けて取り組みます。

県以外の主体	(森林所有者・森林組合等)	(木材加工事業者・特用林産物生産者等)	(市町村・森林管理署)
	<ul style="list-style-type: none"> 森林経営計画の作成と森林施業集約化の推進 森林整備の実施 伐採届の徹底 循環利用に配慮した素材生産等 	<ul style="list-style-type: none"> 生産体制の整備や販路の拡大 適正に管理された森林から生産された素材の計画的な利用 生産技術の向上等 	<ul style="list-style-type: none"> 林産物・特用林産物の生産・販売体制強化の支援（市町村） 市町村森林整備計画の策定と実行支援 適正な森林経営に向けた国有林・民有林の連携等
県	<ul style="list-style-type: none"> 意欲ある林業経営体の育成 適正な森林整備に関する取組 林産物・特用林産物の生産・販売体制強化の支援 地域の関係者によるネットワーク形成に向けた支援 		

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																																		
	～H26	H27	H28	H29	H30																														
① 地域をけん引する林業経営体の育成と適切な森林整備の促進 目標 ・生産間伐面積（ha） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>25 191</td><td>26 201</td><td>27 211</td><td>28 220</td><td>29 230</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	25 191	26 201	27 211	28 220	29 230	地域けん引型経営体等への誘導	施業集約化及び新規就業者確保に向けた取組支援																							
H26	H27	H28	H29	H30																															
25 191	26 201	27 211	28 220	29 230																															
	計画的な間伐、更新伐及び再造林等の森林整備の促進																																		
② 木材のカスケード利用に対応できる生産体制づくり 目標 ・素材供給量（千m³） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>25 216</td><td>26 221</td><td>27 226</td><td>28 232</td><td>29 238</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	25 216	26 221	27 226	28 232	29 238		施業集約化及び低コスト化に向けた取組の支援																							
H26	H27	H28	H29	H30																															
25 216	26 221	27 226	28 232	29 238																															
	関連事業者間のネットワークづくり		需給動向の変化への対応を検討																																
③ 特用林産物の生産及び流通・販売体制の強化 目標 ・木炭生産量（t） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>2,954</td><td>3,300</td><td>3,300</td><td>3,300</td><td>3,300</td></tr> </table> ・乾しいたけ生産量（t） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>62</td><td>62</td><td>63</td><td>64</td><td>65</td></tr> </table> ・生漆生産量（kg） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>645</td><td>1,000</td><td>1,100</td><td>1,200</td><td>1,300</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	2,954	3,300	3,300	3,300	3,300	H26	H27	H28	H29	H30	62	62	63	64	65	H26	H27	H28	H29	H30	645	1,000	1,100	1,200	1,300	木炭生産者組織強化	木炭生産量の拡大に向けた検討 若手生産者の育成支援			
H26	H27	H28	H29	H30																															
2,954	3,300	3,300	3,300	3,300																															
H26	H27	H28	H29	H30																															
62	62	63	64	65																															
H26	H27	H28	H29	H30																															
645	1,000	1,100	1,200	1,300																															
	乾しいたけ消費者や販売店に向けた販売促進活動																																		
	放射性物質の検査による安全性の確保																																		
	漆木の適正管理及び若手漆掻き職人等による保育作業の取組支援																																		

- ※1 特用林産物
一般の木材を除くきのこ類、樹実類、山菜類等、非食用の漆及び木炭等の森林原野を起源とする生産物の総称。
- 2 地域けん引型林業経営体
森林施業の集約化等、森林所有者に代わって地域単位に生産性の高い森林経営を行うことを目指す林業事業体であり、自らの活動内容を「地域森林経営プラン」として策定し、県の認定を受けた林業事業体。
- 3 A・B・C・D材
木材を材質や用途に応じて分類した呼び方。A材は通直で製材向け、B材は多少の曲りなどがあり合板や集成材向け、C材は大きい曲りや短尺でチップやボード向け、D材はこれまでほとんど搬出されない林地残材。
- 4 カスケード利用
資源やエネルギーを高いレベルから低いレベルへと多段階的に高い効率で利用すること。
- 5 更新伐
資源の循環利用を促進し、適切な更新により森林の再生や活性化につなげるため、森林経営計画に基づき行う質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とした施業。対象森林により具体的な施行内容は異なる。

農林水産業の経営体の育成と産地形成【水産業】

1 みんなで目指す姿

東日本大震災津波被害から漁港施設等の復旧が完了し、耐震・耐津波対策の強化が進み資源回復による秋サケ、アワビ漁の本格化と生産性の高い養殖業が営まれ、力強い経営体の育成や漁業の担い手も順調に確保されています。

また、生産者と水産加工業者等との連携による安全・安心な水産物の多様な流通形態が展開され、魅力と活力ある水産業が営まれています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
漁業生産額	49億円	49億円	50億円	50億円	51億円
【目標値の考え方】					
秋サケの資源回復、ウニ、アワビの漁場管理の強化と増殖場の整備、養殖の生産拡大と付加価値向上、6次産業化（直売）の展開、担い手の確保・育成などにより、おおむね震災前の漁業生産良好期間（H18～H20年の平均）まで増加させることを目指すもの。					

現状

- 漁港施設等の生産基盤、漁船、養殖施設、作業保管施設等は、震災により壊滅的な被害を受けたものの、早期復旧に取り組み、平成27年度にはほぼ復旧することが見込まれます。
- 漁港施設が甚大な被害を受けると漁船の復旧や漁業生産活動の早期再開にも支障が生じることから、今後の地震、津波、高潮等の自然災害に備え、漁港関連施設を強化する必要があります。
また、磯根漁業生産の維持・拡大を図るため、増殖場等を計画的に整備する必要があります。
- 沿岸部8漁業協同組合の正組合員数は、震災以前から続いている高齢化や震災の影響により1,992人（平成26年）と平成21年2,169人と比べて8.2%減少しており、漁業協同組合や市町村等と連携し、漁業の担い手の確保・育成及び漁村女性活動の活性化により、やりがいと賑わいのある漁村を生み出して行く必要があります。
- 東日本大震災津波により被災したサケ・マスふ化場は復旧し、これまでに稚魚を十分に放流できなかった期間が生じ、今後数年間は回帰尾数が減少し増殖用種卵の不足が懸念されることから、関係者が連携し、種卵の確保に努める必要があります。
- 東日本大震災津波により被災したウニ、アワビ種苗生産施設は復旧し、放流数は回復しましたが、放流から漁獲までに数年かかることから、放流後の成長を早めるための漁場管理対策を強化する必要があります。
- 圏域の特性を活かしたワカメ、コンブ、ホタテガイの漁業生産性を高める一方で、産地力の強化に向け、新たにナマコ、ホヤ、カキ等の増養殖技術の開発等を進める必要があります。
- 産地魚市場や水産加工施設等が整ったことから、ウニむき身作業等の衛生管理の強化を図るとともに、産地魚市場を核とした高度衛生品質管理計画の策定や実行支援を進め、消費者等に選ばれる流通・加工体制の構築を進める必要があります。
- 加工業者の売上げは回復しつつありますが、回復を確実なものとするため、販路開拓や新商品開発を進めるとともに、観光等他産業関係者や研究機関等との連携による新たな価値づくりにも取り組む必要があります。

- 圏域の内水面漁業の振興を図るため、広域的な連携の中でカワウの効果的な被害防止策を進めるとともに、放流効果の高いサクラマス増殖技術の実施やワカサギ資源を活用した観光資源化を進める必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

漁港等生産基盤の着実な整備や、つくり育てる漁業の再生、圏域の特徴を生かした採介藻漁業や漁船漁業の振興、養殖技術の高度化に取り組むことにより、漁業生産額を回復させて地域漁業を支える経営体の確保・育成を図ります。

また、復旧した産地魚市場を核とした高度衛生品質管理型の流通・加工体制を整備し、安心・安全な産地づくりを進めるとともに、圏域の水産物の販路拡大や商品開発、漁協女性部等主体の直売活動により地域水産物の付加価値向上を推進します。

主な取組内容

① 生産基盤等の整備 ☆ ◆

- ・ 被災したサケふ化場や防潮堤等を復旧し、生産基盤を整えます。
- ・ 地震や津波による漁業被害を軽減するため、漁港施設の耐震・耐津波強化を進めます。
- ・ 漁港、増殖場等の計画的な整備や、機能保全対策による漁港施設の長寿命化を進めます。

② 生産物生産体制の強化 ☆ ◆

- ・ 秋サケ種卵の確実な確保と適期放流指導により、秋サケ漁獲量の回復を図ります。
- ・ 計画的な種苗放流や漁場管理、資源管理の指導及び密漁対策により、アワビ、ウニの水揚量の安定化を図ります。
- ・ ヒラメ、ミズダゴ、ナマコ等の資源管理の指導や、改良漁具の普及に取組み、資源の維持拡大を図ります。
- ・ 養殖施設の十分な活用による生産者の規模拡大や、新技術の導入による生産性の向上を進め、地域産業を支える力強い養殖経営体を育成します。
- ・ 久慈湾口防波堤完成によって生まれる静穏域の活用による漁業生産性の増大を支援します。
- ・ ナマコ、ホヤ、マガキ等の増養殖技術の開発と普及を進め、漁業収入の増加につなげます。
- ・ 広域的なカワウ被害防止対策の実施や、回帰性の強いサクラマス種苗放流による資源造成、ワカサギ資源の観光活用等に取り組む、内水面漁業の振興を図ります。

③ 安全・安心な水産物の供給、販路開拓と付加価値の向上 ☆ ◆

- ・ 産地魚市場を核とした高度衛生品質管理計画の策定と計画実行を支援します。
- ・ 量販店等との連携強化による取扱品目の拡大や直接取引の拡大、大学や観光産業との連携の中で、地域色のある新商品開発を支援します。
- ・ 女性漁業者等を中心とした産地での直接販売の拡大や地域水産物の商品化、食文化の発信を支援します。
- ・ 放射性物質に対する水産物の安全性に関して消費者に情報提供するほか、水産物の安全・安心や産地の魅力を発信していきます。

④ 担い手の確保と育成 ◆

- ・ 各地域の漁業形態や就業構造を踏まえ、新規就業希望者に対する就業から定着まで切れ目のない支援体制の構築を、関係漁業協同組合や市町村と連携して進めます。
- ・ 漁業協同組合が策定した地域再生営漁計画^{*}の着実な実行を支援します。
- ・ 水産業を身近な職業として認識してもらうため、小学生から高校生を対象に漁業体験の場を漁業

協同組合や市町村と連携して実施します。

- ・ 担い手の確保と育成のため、漁業協同組合、市町村と連携して、新規就業希望者の受け入れ態勢や就業プログラムの構築を進めます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

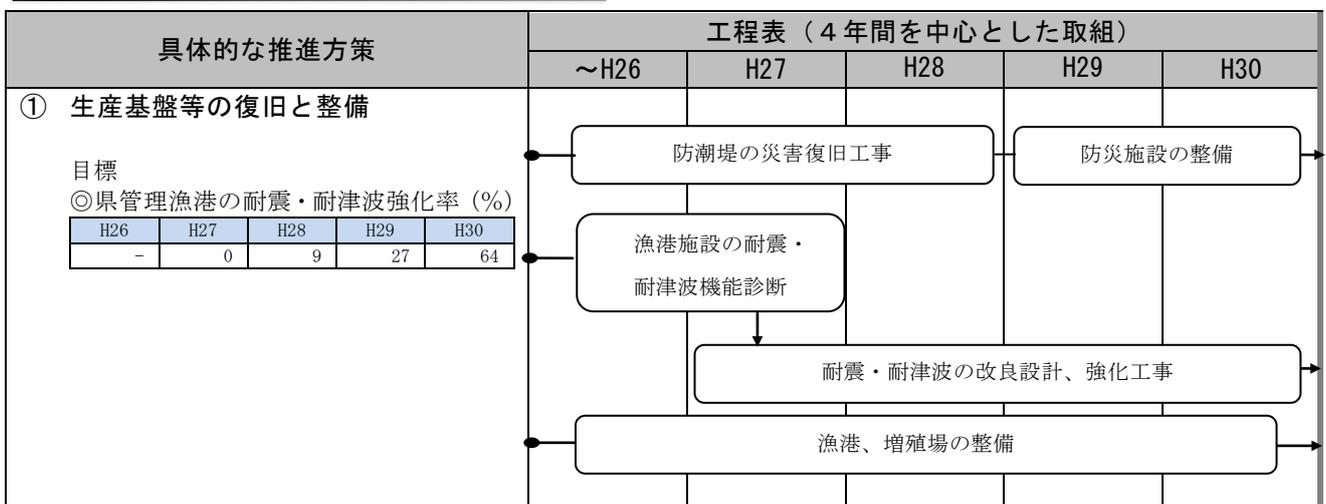
東日本大震災津波からの復旧は漁業協同組合を核として進められましたが、復興段階では漁業者、漁業協同組合、加工業者等自らが柔軟な発想のもとに活動することが重要です。

漁業者、漁業協同組合は、資源の回復や漁業生産性の向上、直売等地域内販売開拓、新規就業者の受入れや担い手の育成対策を担い、加工業者と流通業者は、地域水産物の流通・加工・販売、市場ニーズに対応した商品開発、販路拡大に取組みます。

県は、市町村等と連携し、漁業者、漁業協同組合、加工業者等のそれぞれの取組や連携を支援し、また、研究機関や観光等他産業関係者との連携により、圏域の水産業の振興を支援していきます。

県以外の の主体	(漁業者・漁業協同組合・加工業者等) ・ 復旧した生産基盤（養殖施設、漁港施設等）の効率的な利用 ・ 漁業協同組合による地域再生営漁計画の実行 ・ 産地魚市場を核とした高度衛生品質管理計画策定支援と計画実行 ・ 新たな販路開拓、新商品開発と水産物の高付加価値化 ・ 後継者の育成、新規就業者の受入	(市町村) ・ 漁港施設等の復旧、整備 ・ 地域再生営漁計画実行支援 ・ 産地魚市場を核とした高度衛生品質管理計画策定と計画実行支援 ・ 漁業協同組合、加工業者の販路開拓、新商品開発と水産物の高付加価値化に向けた連携支援 ・ 新規就業者受入れ環境の整備
県	・ 防潮堤の復旧工事の実施及び支援 ・ 漁港施設の耐震・耐津波対策の実施 ・ 漁港、増殖場の計画的な整備の実施及び支援 ・ 地域再生営漁計画の実行支援 ・ 産地魚市場、水産加工施設等の整備支援と鮮度・衛生管理の指導 ・ 量販店等との連携した水産物の販路の維持、拡大への実行支援 ・ 新たな商品開発や高付加価値化、水産業の6次産業化等の環境づくり及び実行支援 ・ 各種研修や漁業体験学習など新規就業者確保対策の推進	

4 県の具体的な推進方策（工程表）



② 生産物生産体制の強化目標

養殖生産額（百万円）

H26	H27	H28	H29	H30
339	401	463	525	586

サケ稚魚放流数（百万尾）

H26	H27	H28	H29	H30
96	102	102	102	102

アワビ種苗放流数（万个）

H26	H27	H28	H29	H30
30	131	150	150	150

ウニ種苗放流数（万个）

H26	H27	H28	H29	H30
319	250	250	250	250

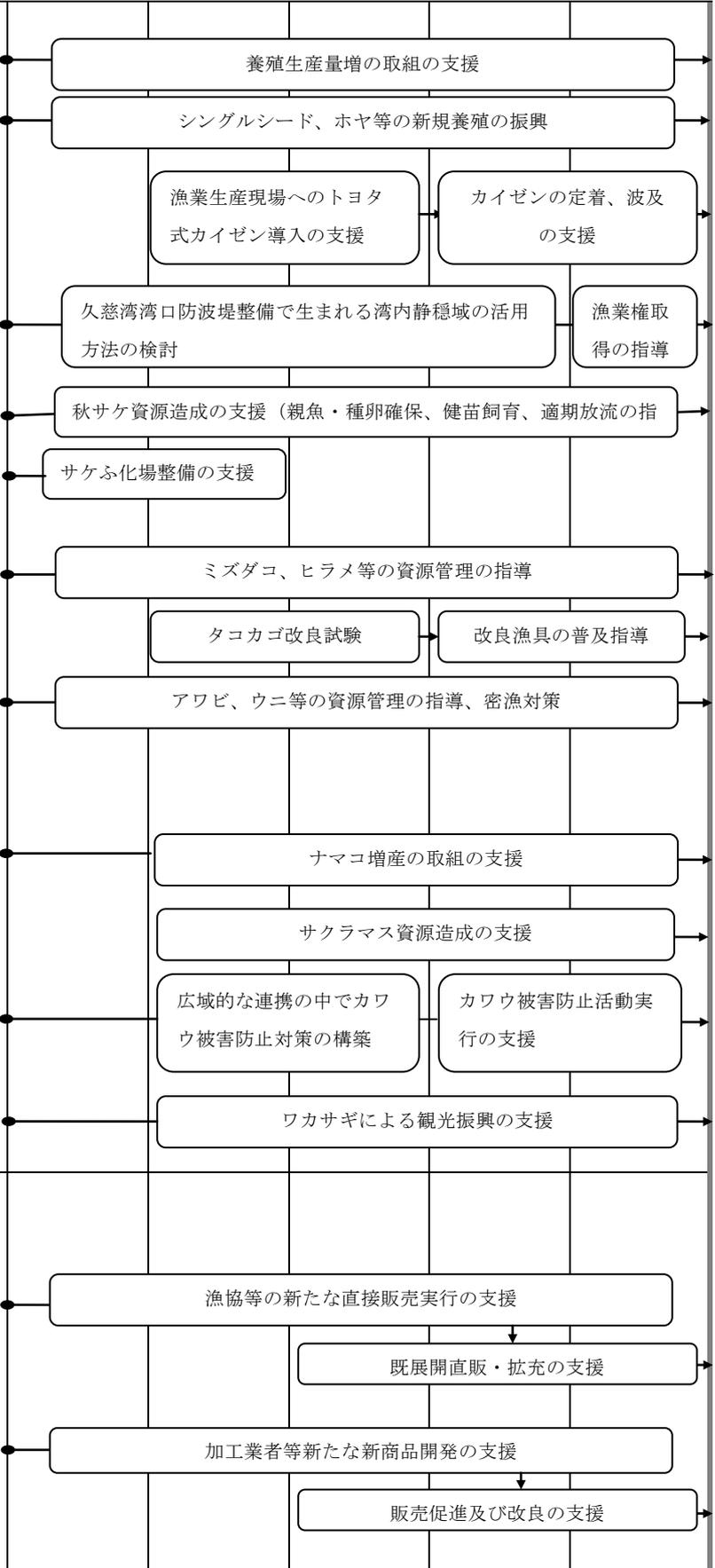
③ 安全・安心な水産物の供給、販路開拓と付加価値の向上

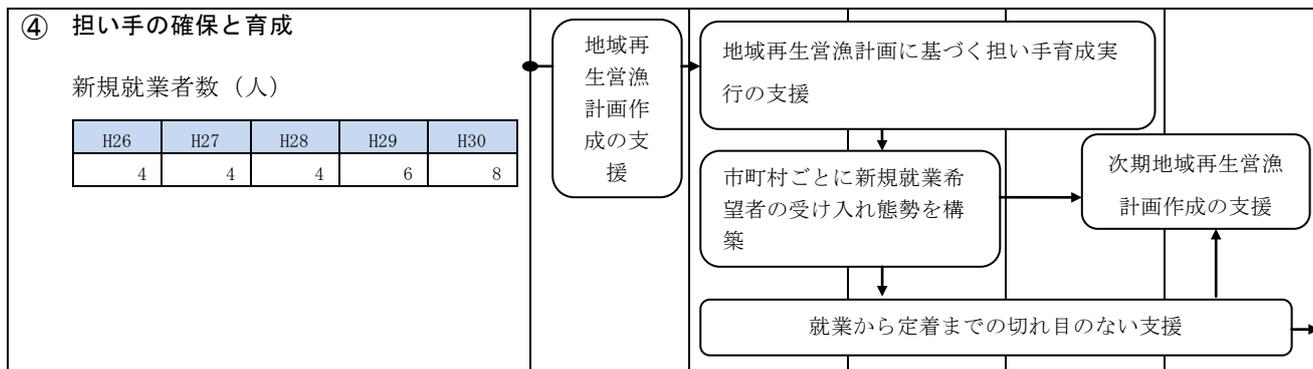
直接販売取組（H27年度以降既展開直販拡充含）件数（累計・件）

H26	H27	H28	H29	H30
4	5	6	7	8

新商品開発件数（累計・件）

H26	H27	H28	H29	H30
14	17	19	21	23





関連する計画

- ・岩手県水産基盤整備方針（H26～H30）
- ・岩手県東日本大震災津波復興基本計画（H26～H28）
- ・新・漁業担い手育成ビジョン（仮称）（H28～H34）
- ・地域再生営漁計画（H25～H29）

※ 地域再生営漁計画

地域漁業の目指す姿を明らかにし、生産種目毎の生産目標を定め、人づくり、場づくり及び価値づくりの3つの視点から、課題解決のための改革・改善の活動を行うための計画。漁業協同組合が作成し、県が認定することにより、漁業協同組合を核とする地域漁業の人づくり、場づくり及び価値づくりの活動を支援するもの。

体験・交流型観光の展開

1 みんなで目指す姿

東日本大震災津波により被災した観光資源が再生されるとともに、農山漁村、自然、歴史及び食などの特徴ある地域資源や連続テレビ小説「あまちゃん」などの新たな素材を生かした体験・交流型観光が展開され、多くの観光客等が県北圏域を訪れています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎観光客入込数（延べ人数）	321 万人	300 万人	301 万人	302 万人	303 万人
【目標値の考え方】 国内人口が減少傾向であり国内観光客の大幅な増加が困難であること、連続テレビ小説「あまちゃん」の放映から日数が経過したことにより誘客効果が低下し、平成 25 年から平成 26 年の間で 21 万人程度の減少が生じていることから、平成 27 年においても同程度の減少を見込み 300 万人と設定しつつ、計画最終年までに 1 %の増加を目指すもの。					

現状

- 県北圏域への観光客入込数（延べ人数）は、連続テレビ小説「あまちゃん」による誘客効果が続いており、平成 26 年度で 321 万人となり震災前の水準（平成 22 年度：280 万人）を大きく上回っています。
- 平成 27 年度末に予定される北海道新幹線開業に伴う観光客を含めた人的交流の活発化が期待されており、東北新幹線二戸駅、八戸駅は、首都圏のみならず北海道道南圏からの誘客の玄関口として利用促進が期待されます。
- 当圏域には、山海の自然が織りなす平庭高原や折爪岳、小袖海岸等の景勝地、世界遺産登録を目指す御所野遺跡をはじめとする、天台寺及び野田塩の道等の歴史資源、さらにバッテリー村に代表される山村生活文化体験や田舎暮らし体験ができる施設等があります。これらの観光地としての魅力を圏域内外に向けて更に発信していく必要があります。
また、「あまちゃん」、三陸復興国立公園、みちのく潮風トレイル、三陸ジオパーク、九戸政実などの新たな観光資源を生かした観光メニューの充実を図る必要があります。
- 「あまちゃん」の撮影に対応した地域の観光事業者や産業界、関係自治体により「北三陸「あまちゃん」観光推進協議会」が組織され、相互連携による観光誘客活動や地域活性化の取組が進められるなど、「あまちゃん」を中心とした広域的な観光振興の態勢が整備されてきています。
- 久慈地域では、教育旅行など体験・交流型観光が定着しているほか、二戸地域においても受入に向けた取組が進められております。また、平成 26 年 10 月には体験型観光の全国イベントである「全国ほんもの体験フォーラム」が東北で初めて開催されるなど、体験・交流型観光の振興に向けた機運が高まっています。一方で受入態勢の整備や体験インストラクター等の育成が課題となっています。
- 花巻空港と台湾とを結ぶ定期チャーター便が好調であることに加え、今後定期便化も検討されており、「あまちゃん」が放映された台湾から久慈地域へのファン来訪増加が期待されます。また、二戸地域では県央部や青森県と隣接している地理的条件から、外国人観光客のスキーや釣りなどのレジャー地として観光事業者の注目が高まっており、今後の誘客が期待されます。
- 東日本大震災津波により被災した「小袖海女センター」が平成 27 年 4 月に本格オープンし、同じく被災した「久慈地下水族科学館もぐらんぴあ」も平成 27 年度内完成に向けて工事が進められているほか、三陸鉄道へ移管される J R 山田線の復旧工事が平成 27 年 3 月に着工するなど、観光資源の復旧が順調に進められています。首都圏等からの誘客促進に向け、このような観光業の復興に関する情報を適切に発

信する必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

農山漁村や歴史・文化、食などの県北圏域の特徴的な素材や地域の人材を生かした体験・交流型の観光メニューの充実強化を図るとともに、受入側の態勢強化を進めます。

また、第71回国民体育大会希望郷いわて国体・第16回全国障害者スポーツ大会希望郷いわて大会の開催などを契機とした圏域外からの誘客拡大を図るため、隣接する八戸圏域及び沿岸圏域をはじめ、県内陸部等と連携した広域観光を推進するとともに、県北圏域の新たな観光素材及び震災から復旧した観光資源を生かした観光メニューの充実と情報発信に取り組みます。

主な取組内容

① 特色ある地域資源を活用した観光の推進 ☆ ◆

- ・ 農山漁村や歴史・文化、食などの特色ある素材や地域の人材を活用するとともに、世界遺産登録を目指す御所野遺跡の機運醸成の取組とも連携しつつ、三陸復興国立公園、みちのく潮風トレイル、三陸ジオパーク、九戸政実などの新たな地域資源を生かした、体験・交流型の観光メニューの整備を進めます。
- ・ 連続テレビ小説「あまちゃん」を活用したロケツーリズムを地域の官民が一体となって推進し、その誘客効果の継続を図ります。

② 受入れ態勢の強化及び観光を担う人材の育成 ☆ ◆

- ・ 旅行会社への観光メニューの企画提案や観光客への情報発信、観光客の受入れ調整などを総合的に行う窓口の機能の強化を支援します。
- ・ 地域の観光を支える観光ボランティアガイドや体験インストラクターの養成を支援するとともに、観光関係者の接客技術の向上やおもてなしの心で迎える機運の醸成に取り組むことにより、観光を担う人材の育成を支援します。
- ・ 体験型教育旅行の誘致拡大に向けた連携体制構築等の取組を進めます。

③ 広域連携の強化及び情報発信による誘客の促進 ☆ ◆

- ・ 北海道新幹線開業により人的交流の活発化が期待されることから、隣接する八戸圏域や沿岸圏域、平泉などの県内陸部等との連携を更に強め、観光メニューの充実を図るとともに旅行会社に対する観光素材の提案や情報発信により、東北新幹線二戸駅、八戸駅を玄関口とした圏域外からの誘客を促進します。
- ・ 第71回国民体育大会希望郷いわて国体・第16回全国障害者スポーツ大会希望郷いわて大会の開催等により県北圏域を訪れる方々に地域の魅力を紹介しリピーターとなってもらえるよう取り組みます。
- ・ スキーやわかさぎ釣りなどのレジャー素材を旅行会社や観光事業者に提案するとともに、ホームページやパンフレットの多言語化などにより、外国人観光客の誘客を促進します。
- ・ 東日本大震災津波から地域の観光業の復興を図るため、首都圏等での合同キャンペーンなど観光PRの場を活用し、地域の観光情報及び震災からの復興に係る情報の発信を行い、県北圏域の認知度向上や誘客拡大に取り組みます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

体験・交流型観光を進めていくためには、地域の観光関係者や県、市町村が連携し、新たな観光素材の掘り起こしや農林水産業及び食産業と連携した取組を拡大し、観光のすそ野を広げていくことが重要です。

このため、観光事業者、ボランティア団体等は、地域素材の掘り起こし、おもてなしの実践や観光を支える人材の育成など受入れ態勢の整備及び充実を図ります。

民間の広域観光推進組織は、観光客受入れの総合的窓口機能の整備と強化を図るとともに、広域的な観光素材の魅力向上につながる観光メニューの充実や情報収集を行います。

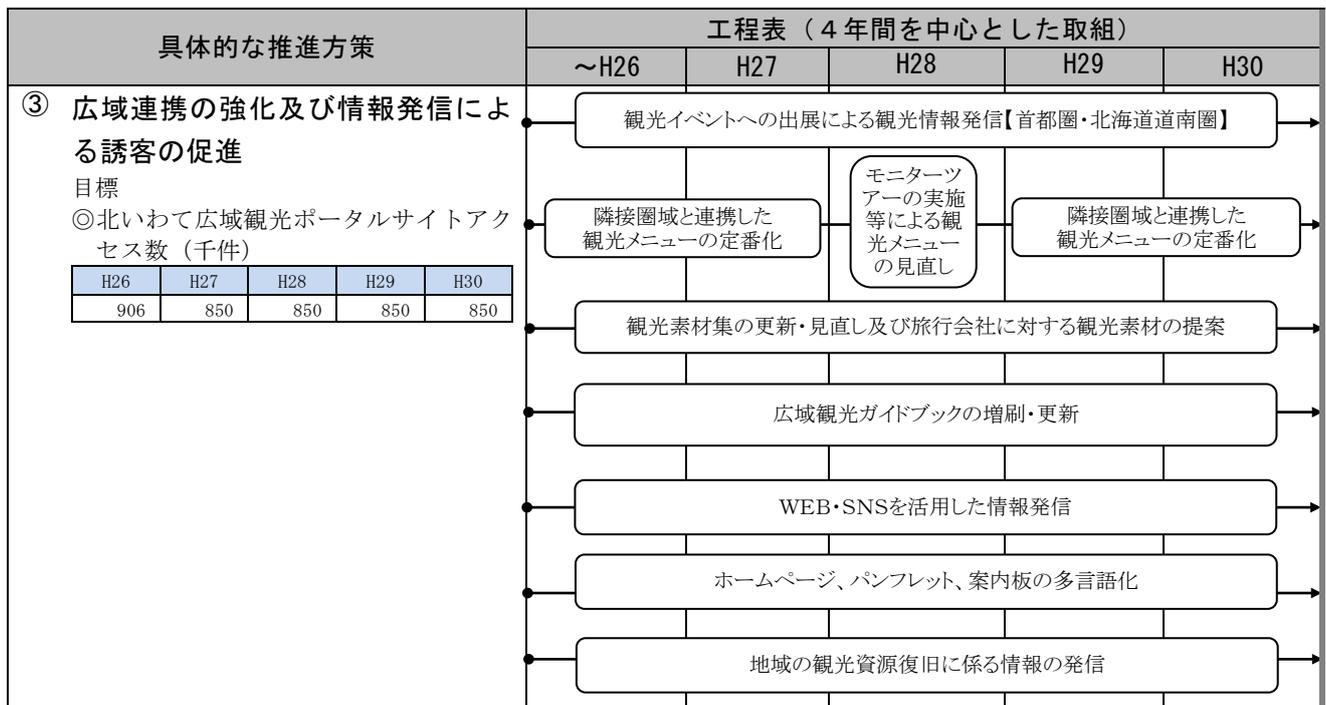
市町村は、それぞれの地域素材の掘り起こしや観光メニューの充実、受入れ態勢の整備を図ります。

県は、民間の広域観光推進組織の活動の支援や他圏域との連携及び調整、広域的な情報発信活動を行います。

県以外の主体	（観光事業者、ボランティア団体等） <ul style="list-style-type: none"> ・地域内での連携や協働による観光振興 ・地域素材の掘り起こし ・おもてなしの実践 ・観光を支える人材の育成など受入れ態勢の整備及び充実 	（市町村） <ul style="list-style-type: none"> ・地域素材の掘り起こし支援 ・地域素材の魅力向上と観光メニューの充実 ・地域の観光を支える人材の育成など受入れ態勢の整備及び充実支援 ・地域の観光資源の情報発信
	（民間の広域観光推進組織） <ul style="list-style-type: none"> ・観光客受入れの総合的窓口機能の整備及び強化 ・広域的な観光素材の魅力向上、観光メニューの充実、商品化 ・広域的な観光情報の収集及び整理 	
県	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の広域観光推進組織の活動支援 ・観光素材の魅力向上支援と観光メニューの充実支援 ・観光を支える人材の育成など受入れ態勢の整備及び充実支援 ・他圏域との連携、調整 ・広域的な観光情報の発信 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
① 特色ある地域資源を活用した観光の推進 目標 ◎体験交流プログラム、フォーラム等参加者数（人） <table border="1" style="margin-top: 5px;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>8,019</td> <td>8,500</td> <td>9,000</td> <td>9,500</td> <td>10,000</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	8,019	8,500	9,000	9,500	10,000	連続テレビ小説「あまちゃん」を活用したスクリーンツーリズムの推進支援 みちのく潮風トレイル・三陸ジオパークを活用したイベントの実施 体験交流プログラムの拡充 体験交流に取り組む地域団体の育成支援				
H26	H27	H28	H29	H30											
8,019	8,500	9,000	9,500	10,000											
② 受入れ態勢の強化及び観光を担う人材の育成 目標 ◎観光ガイド・観光産業従事者に対するスキルアップ研修参加者数（人） <table border="1" style="margin-top: 5px;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>295</td> <td>350</td> <td>350</td> <td>350</td> <td>350</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	295	350	350	350	350	広域観光推進機能の強化支援 観光ガイド・観光産業従事者に対するスキルアップ講座の開催 体験インストラクター・ガイドの養成支援 体験型教育旅行受入れ地区（民泊等）の拡大支援 全国ほんもの体験フォーラムの開催 教育旅行受入団体相互間の連携態勢構築 連携態勢の強化支援				
H26	H27	H28	H29	H30											
295	350	350	350	350											



地域資源を生かした食産業の振興

1 みんなで目指す姿

東日本大震災津波により被災した事業者をはじめとする、生産、加工、流通・販売の各事業者の連携が進み、県北圏域の優れた農林水産資源を活用した付加価値の高い製品の製造・販売が拡大し、各事業者が生産能力の向上や人材育成などの経営基盤の強化に積極的に取り組みながら、地域経済をけん引する産業として展開されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎食料品製造出荷額	㊦679 億円	㊦688 億円	㊦697 億円	㊦707 億円	㊦717 億円
【目標値の考え方】 経営基盤の強化及び震災により喪失した販路の回復・拡大に取り組むことにより、平成 29 年度（H30 目標値）までに平成 21 年度（H22 現状値）震災直前と同水準までの回復を目指すもの。					

現状

- 県北圏域の食料品製造業の出荷額は、679 億円（平成 25 年）と県全体の 23.0%を占めています。また、当圏域の製造業全体の中で、従業者数で 47.8%、製造品出荷額で 60.1%を占めており、当圏域の基幹産業となっています。
- 東日本大震災津波により被災した事業者は順次事業再開を果たしていますが、風評被害等の影響で休業期間中に喪失した販路の回復・拡大が進まず、出荷額は震災前を下回っています。
- 当圏域の食産業事業者は小規模・零細事業者が多くを占め、顧客ニーズに応じた商品の開発や販路開拓、事業規模拡大など様々な経営課題を抱えています。また、次世代を担う若手後継者が不足しており、事業の継続が課題となっています。
- 当圏域の地域食材は、雑穀、ヤマブドウ、短角牛、海産物など魅力ある食材が多いものの、認知度が低いため、圏域内外に対しこれを発信する取組が必要です。
- 品質管理の徹底や納期、価格など、顧客が食品関係事業者に求める条件は厳しさを増しています。
- 当圏域は大規模養鶏場が集積し、ブロイラー産業が地域の主要産業となっており、高病原性鳥インフルエンザが圏域内で発生すると甚大な影響が生じることから、発生を防ぐ対策を進める必要があります。
- 食産業製品に対する放射性物質の影響について、的確な情報が求められています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

東日本大震災津波により被災した事業者をはじめとした各事業者の経営課題に応じ、販路の回復・拡大への支援、専門家の派遣や事業者間のマッチング、食産業を担う人材の育成に取り組むとともに、当圏域の食産業事業者の製品の魅力を圏域内外に情報発信し、認知度の向上を図ります。

主な取組内容

① 事業者の経営課題に応じた支援 ☆ ◆

- ・ 岩手よろず支援拠点^{※1}や商工会議所・商工会等の各種支援機関と連携しながら、被災事業者をはじめとする地域の事業者が抱える、経営の高度化や付加価値の高い商品開発、販路開拓等の経営課題に応じ、専門家の派遣、バイヤー等の招請、商談会への出展等を支援します。
- ・ 地域における身近な相談相手として北いわて食産業コーディネーターによる、適時適切な事業者訪問等により課題把握を行うとともに、事業者に寄添いマッチング支援や商談会出展支援などの活動を通じ、課題解決を支援します。
- ・ 農商工連携等の圏域内外における事業者連携を促進し、新たな事業展開等を支援します。

② 北いわての食材の認知度向上 ◆

- ・ 物産フェアへの出展や首都圏バイヤー等の招請等により、圏域内外における北いわて食材の認知度向上に取り組みます。
- ・ 全国第3位の生産量を誇る本県の中でも最大の産地である県北地域のプロイラーの魅力を圏域内外にPRするとともに、地元での消費拡大を図ります。

③ 食産業を担う人材の育成 ◆

- ・ 事業者の商品開発力や生産能力の向上などの改善活動の支援を通じて、食産業を担う人材の育成を図っていきます。
- ・ 次世代の食産業を担う人材を育成、確保するため、若手事業者の行う食を通じた地域づくりの取組や魅力ある特産品の開発等を、専門家の派遣や商品開発セミナーの開催等により支援するとともに児童・生徒に対し、地域の食材や食産業の理解を深める啓発活動に取り組みます。

④ 安全・安心を支える体制の整備 ☆ ◆

- ・ 高病原性鳥インフルエンザ等について、関係機関が連携して衛生管理等防疫に関する情報提供や技術的支援を行い、発生を抑制するとともに、発生時を想定した訓練の実施によって初動対応の迅速化を図ります。
- ・ 放射性物質に対する食産業製品の安全性に関して、適時適切に消費者等に対し情報を提供します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

東日本大震災津波からの復興と県北圏域の地域食材を生かした食産業の振興を図るためには、新商品開発や販路開拓、人材育成など事業者による経営基盤の強化につながる取組が重要です。

事業者は、それぞれが抱える経営課題の解決に取り組むとともに、産業支援機関や商工団体等は経営課題の解決に取り組む事業者を支援します。

県は市町村と連携して、事業者の抱える経営課題の把握や事業者の連携マッチング支援を行うとともに、補助・助成制度の活用助言や産業支援機関の斡旋など課題解決に向けた支援を行います。

県以外の主体	(事業者) <ul style="list-style-type: none"> ・ 新商品開発、既存商品の改良、販路開拓 ・ 他事業者との積極的な連携 ・ 若年層の人材育成への協力、事業所内人材の育成 ・ 衛生管理等防疫の徹底 	(市町村) <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者訪問による経営課題の把握、相談対応 ・ 事業者連携に向けたマッチング支援 ・ 地域食材の魅力の認知度向上に向けた取組
	(産業支援機関等) <ul style="list-style-type: none"> ・ 販路開拓に係る情報収集及び事業者への提供 ・ 商品開発に係る指導・助言 	

	(商工団体) ・事業者訪問による指導 ・金融関係の相談対応	
県	・事業者訪問による経営課題の把握、解決支援 ・事業者連携のマッチング支援 ・地域食材の魅力の認知度向上に向けた取組 ・事業所内人材の高度化に向けた人材育成支援 ・高病原性鳥インフルエンザ対策訓練の実施 ・高病原性鳥インフルエンザ等の情報提供や技術支援	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																								
	～H26	H27	H28	H29	H30																				
① 事業者の経営課題に応じた支援 目標 ◎事業者訪問件数（件） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>180</td><td>180</td><td>180</td><td>180</td><td>180</td></tr> </table> ◎新規コーディネート件数（件） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>51</td><td>50</td><td>50</td><td>50</td><td>50</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	180	180	180	180	180	H26	H27	H28	H29	H30	51	50	50	50	50					
H26	H27	H28	H29	H30																					
180	180	180	180	180																					
H26	H27	H28	H29	H30																					
51	50	50	50	50																					
	事業者の経営課題に応じた支援 （商品開発支援、販路開拓支援、専門家派遣、事業者訪問支援等）																								
② 北いわて食材の認知度向上 目標 ◎地域食材PR回数（回） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>21</td><td>25</td><td>25</td><td>25</td><td>25</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	21	25	25	25	25															
H26	H27	H28	H29	H30																					
21	25	25	25	25																					
	地域食材の認知度向上に向けたイベント等の開催																								
③ 食産業を担う人材の育成 目標 ◎各種人材育成セミナー参加者数（人） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>480</td><td>400</td><td>400</td><td>400</td><td>400</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	480	400	400	400	400															
H26	H27	H28	H29	H30																					
480	400	400	400	400																					
	産業支援機関等と連携した企業内人材育成																								
④ 安全・安心を支える体制の整備 目標 ・高病原性鳥インフルエンザ対策訓練実施回数（回） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	1	1	1	1	1															
H26	H27	H28	H29	H30																					
1	1	1	1	1																					
	高病原性鳥インフルエンザ対策訓練の実施																								

※1 岩手よろず支援拠点

中小企業庁の「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」により全国に設置されている経営相談の拠点。各都道府県に整備されており、地域の支援機関と連携しながら、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営相談に対応している。

ものづくり産業の振興

1 みんなで目指す姿

優れた技術力や伝統の技を有する人材により製造・製作される製品が広く認知されるとともに、高く評価され、地域経済を支える産業としてもものづくり産業が展開されています。

また、東日本大震災津波により被災した事業所をはじめ、地域のものづくり産業の業績が順調に伸びています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①ものづくり関連分野（輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス※ ¹ 等）の製造品出荷額	㉕227億円	㉖230億円	㉗232億円	㉘236億円	㉙238億円
②繊維工業の製造品出荷額	㉕38億円	㉖38億円	㉗38億円	㉘38億円	㉙38億円

【目標値の考え方】

① 東日本大震災津波からの確実な復興のため毎年1%程度の増加を目指すもの。
 ② 東日本大震災津波以降の製造品出荷額の減少に歯止めをかけるため、現状値（平成25年）の水準を維持することを目指すもの。

現状

- 県北圏域のものづくり関連製造品出荷額は平成25年に227億円と全県に占める割合は1.5%となっていますが、繊維工業品の製造出荷額は、38億円と全県の15.4%を占めており、従業者数でも県北圏域内製造業の14.3%を占めています。
- 県北圏域の特徴的な産業である造船業者の業績は、東日本大震災津波以前のレベルまで回復していますが、衣服製造業者については、高い技術力を有する企業が集積しているものの、近年は事業者数の減少もあり、業績が伸び悩んでいます。
- 県北圏域内の企業は、大手企業等の下請中心の企業が多く、安定的な取引先の確保やコスト削減など様々な課題を抱えています。
- 浄法寺塗、大野木工などの多彩で優れた工芸品が製造されていますが、認知度の更なる向上と後継者不足が課題となっています。
- 新規高卒者の県北圏域内就職率が低いことから、児童・生徒が地元企業の魅力を知る機会を拡大するなど、地元ものづくり企業等に就職を希望する人材を育成するための取組が求められています。
- 県北圏域内には、17か所201haの工業団地が造成されており、再生可能エネルギー事業者を中心に企業等の立地が進んだ結果、平成26年度末で工業団地内への立地企業数は36社、分譲率（工場用地面積に占める分譲面積の割合）は72.4%となりましたが、工業団地の一層の活用が求められています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

産学官が連携して、企業の経営課題に応じた個別支援をはじめ、県北圏域を特徴付けている衣服製造企業等の認知度向上や、次世代を担うものづくり人材の育成を進め、企業の誘致や事業拡大、人材確保に取り組めます。

主な取組内容

① 企業の経営課題に応じた支援 ☆ ◆

- ・ いわて産業振興センターと協働し、各企業の経営課題に応じて、技術開発、生産性向上、販路開拓など総合的に支援します。
- ・ 他圏域の産業支援機関や企業、大学との交流・連携を促進し、技術力の向上や取引拡大を支援します。

② 地域の特徴的な産業の振興 ◆

- ・ 北いわてアパレル産業振興会との協働により衣服製造業の交流・連携を一層促進し、更なる技術力の向上や独自の商品開発等による取引拡大を支援します。
- ・ 首都圏等のアパレル関連企業や県内外の一般消費者に対し、県北圏域の衣服製造企業が有する高い技術力を企業、大学等と一体となってPRすることにより、認知度向上に取り組みます。
- ・ 浄法寺漆や大野木工など、地域独自の素材を利用した工芸品の新商品開発や販路拡大の取組を支援するとともに、後継者の育成や戦略的な情報発信による知名度の向上に取り組みます。

③ ものづくりを担う人材の育成 ◆

- ・ 次世代を担うものづくり人材の育成、確保を図るため、内陸部や隣接する八戸圏域を含む産業界や学校等と連携し、児童・生徒や保護者等の工場見学、企業人講演、インターンシップ^{※2}の斡旋、工業高校生への技能講習に取り組みます。
- ・ 他圏域の企業見学会や県北ものづくり改善塾を開催するとともに改善塾受講生企業等を対象とした生産性向上を図る個別のフォローアップにより、企業内人材の高度化を支援します。

④ 企業の誘致・事業拡大の促進 ◆

- ・ 誘致企業のフォローアップを行うとともに、地場企業を含む県北圏域企業の取引拡大や工場拡張等の事業拡大を支援します。
- ・ 他圏域の企業関係者と交流する機会を創出し、企業間連携を促進します。
- ・ 港湾や高速交通アクセスなどの地域インフラ情報の発信や人材育成の支援等により企業誘致に努めます。
- ・ 風力発電や波力発電等の再生可能エネルギーの導入を促進するため、市町村と連携しながら、事業者による事業化等の取組を支援します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

東日本大震災津波からの本格復興とものづくり産業の振興を図るためには、技術力の向上や販路開拓、人材の育成、確保が重要です。

このため、企業は、事業拡大等に向けた経営課題の解決や人材育成、確保に取り組むとともに、産業支援機関や商工団体等は経営課題の解決に取り組む事業者を支援します。

また、県は市町村と連携して、他圏域との交流機会の提供や企業訪問による経営課題の把握・相談対応に取り組み、補助・助成制度の活用助言や産業支援機関の斡旋、人材育成などの支援を行います。

県以外の主体	(企業) <ul style="list-style-type: none">・ 技術力の向上、研究開発、取引拡大、人材確保等の取組の推進・ 他圏域との交流会等への参画・ 若年層の人材育成への協力、企業内人材の育成	(市町村) <ul style="list-style-type: none">・ 企業訪問による経営課題の把握、相談対応・ 企業誘致の推進及び誘致企業に対するフォローアップ
	(教育機関・産業支援機関) <ul style="list-style-type: none">・ 企業訪問による経営課題の把握、相談対応・ 企業間取引、研究機関等とのマッチング支援・ 産学官連携による人材育成等	

	(商工団体) ・金融関係の相談対応 ・企業訪問による指導（税務、経理等）
県	・他圏域との交流機会の提供 ・企業訪問による経営課題の把握、相談対応 ・研究機関等とのマッチング支援 ・若年層の人材育成及び企業内人材育成に対する支援 ・企業誘致に係る情報収集、情報提供及び誘致企業のフォローアップ

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																								
	～H26	H27	H28	H29	H30																				
① 企業の経営課題に応じた支援 目標 ◎企業等訪問件数（社） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>141</td><td>150</td><td>150</td><td>150</td><td>150</td></tr> </table> ・他圏域との技術交流会等参加企業数（社） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>25</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	141	150	150	150	150	H26	H27	H28	H29	H30	25	20	20	20	20	企業の経営課題に応じた支援 （技術開発支援、販路開拓支援、専門家派遣等）	一般社団法人等との協働による技術力向上や商品開発等支援	八戸圏域など他圏域との交流		
H26	H27	H28	H29	H30																					
141	150	150	150	150																					
H26	H27	H28	H29	H30																					
25	20	20	20	20																					
② 地域の特徴的な産業の振興 目標 ◎企業等訪問件数（社） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>141</td><td>150</td><td>150</td><td>150</td><td>150</td></tr> </table> ・全国に向けた情報発信回数（回） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	141	150	150	150	150	H26	H27	H28	H29	H30	6	6	6	6	6	企業の経営課題に応じた支援 （技術開発支援、販路開拓支援、専門家派遣等）	全国に向けた情報発信			
H26	H27	H28	H29	H30																					
141	150	150	150	150																					
H26	H27	H28	H29	H30																					
6	6	6	6	6																					
③ ものづくりを担う人材の育成 目標 ◎企業向け研修会等参加者数（人） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>218</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td></tr> </table> ・学校向け講習会等参加者数（人） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>823</td><td>700</td><td>700</td><td>700</td><td>700</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	218	100	100	100	100	H26	H27	H28	H29	H30	823	700	700	700	700	企業ニーズに即した研修会等の開催	高校生を対象とした技能検定向け講習会・企業人による講演会、工場見学等の開催			
H26	H27	H28	H29	H30																					
218	100	100	100	100																					
H26	H27	H28	H29	H30																					
823	700	700	700	700																					
④ 企業の誘致・事業拡大の促進 目標 ◎新規コーディネート件数（社） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>—</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td></tr> </table> 【参考】 新規立地・増設件数（社）累計 ※県全体 <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>223</td><td>243</td><td>263</td><td>283</td><td>303</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	—	5	5	5	5	H26	H27	H28	H29	H30	223	243	263	283	303	誘致・地場企業の取引拡大、工場拡張等の支援	他圏域企業との交流・連携機会の創出			
H26	H27	H28	H29	H30																					
—	5	5	5	5																					
H26	H27	H28	H29	H30																					
223	243	263	283	303																					

関連する計画

・ 県北地域産業活性化協議会 基本計画（計画期間 平成 19 年～平成 23 年）※平成 28 年 9 月 30 日まで延長予定

- ※1 デバイス
I C（集積回路）、ダイオード、トランジスタなど、何らかの特定機能を持った電子部品。
- 2 インターンシップ
学生や生徒が在学中に、将来のキャリア（職業生活）に関連した就業体験を行うこと。

雇用機会の確保と若者の地元定着

1 みんなで目指す姿

県北圏域への求職者が就職できるよう当圏域で雇用の場が創出されています。

新規高卒者の地元就職率が向上しているほか、若年者等が地域の産業を支える人材として職場に定着し、能力を発揮しています。

また、東日本大震災津波からの影響による離職者等が安定した職を確保しています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎県北圏域高卒者の管内就職率※ ¹	36.2%	37.2%	38.1%	39.1%	40.0%
【目標値の考え方】 過去10年間で最高の38.6%を超える4割を目指すもの。					

現状

- 東日本大震災津波により離職や休業を余儀なくされた方々は600名以上となるなど、当圏域の有効求人倍率は大幅に悪化しましたが、その後、緊急雇用創出事業による雇用の創出等や復興需要もあり、平成27年5月には久慈0.67倍、二戸0.72倍と東日本大震災津波前の状況まで回復（東日本大震災津波後一時久慈1.29倍、二戸0.97倍まで上昇）していますが、正社員の求人は少なく、短期雇用や季節雇用が多い状況にあり、より安定的な雇用の場を創出することが求められています。
- 当圏域は、雇用の確保に直結する企業の立地が多くないことから、雇用の創出と併せて、企業のニーズに対応した人材を育成する必要があります。
- 若年者の地元企業への就職が少ないことに加え、新規高卒者の早期離職率が高いことから、中高生等の早い段階から地域ぐるみによるキャリア教育※²の推進によって地元定着のための対策を進めていくことが必要です。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

事業拡大に意欲的な事業者の支援や企業誘致等を通じて雇用機会の確保・拡大を図るとともに、関係機関の連携によるキャリア教育や新卒者・若年者の就業支援の取組を進め若年者の地元就職等を促進します。また、震災による離職者に対し、安定的な雇用機会を提供します。

主な取組内容

① 安定的な雇用機会等の確保 ☆ ◆

- ・ 市町村、商工団体及びいわて産業振興センターなどの産業支援機関と連携しながら、農商工連携の推進や新事業分野への進出などに向けた企業の意欲的な取組を支援し、雇用の創出を図ります。
- ・ 県外及び圏域外の企業との交流機会の拡充に努め、市町村と連携しながら新たな雇用につながる企業誘致や事業拡大を促進します。
- ・ 求人ニーズと求職ニーズが一致しない雇用のミスマッチの解消や、U・Iターンによる就職

促進のため、地域ジョブカフェ、ハローワーク及び企業等と連携による就業支援を行います。

- ・ 東日本大震災津波により離職した被災求職者の雇用については、震災等対応雇用支援事業等による一時的な短期雇用から、事業復興型雇用創出事業等の活用と国の各種助成制度の活用促進などにより安定的な雇用への移行を図ります。

② 若年者等の就業支援・地元定着支援 ☆ ◆

- ・ 地域ジョブカフェを拠点として、関係機関が連携しながら、高校生の地元企業への就職や新規就労者の職場定着、さらには若年求職者を中心とした就職活動を支援します。
- ・ 児童、生徒の地元企業への理解増進と若者の地元就職を促進するために、職場体験、職場見学、出前授業など、地元の教育界と産業界が一体となった地域ぐるみのキャリア教育に取り組みます。
- ・ 専門高校における技能検定資格取得に向けた講習会の開催や食産業やものづくり産業などの人材育成セミナーの開催等を通じて、企業のニーズに対応した産業人材を育成します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

雇用機会が確保・拡大されるためには、地域事業者の生産活動や各種サービスが活発に行われることが重要です。

このため、企業は生產品の新たな取引先開拓や消費者が求める付加価値が高い新商品開発、サービス提供を展開します。

また、県は、産業支援機関や市町村、商工団体と連携し、事業者の上記取組の支援を行うとともに、高等学校、公共職業安定所、商工団体等と連携しながら、高校生や若年者の人材育成、地元定着を図るため、地域ぐるみでのキャリア教育を支援します。

<p>県以外の主体</p>	<p>(企業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用の維持・確保 ・雇用環境の改善 ・人材育成 ・キャリア教育支援（就労体験、職場見学会等の受入、出前授業の実施等） 	<p>(産業支援機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農商工連携の推進による取引拡大支援 ・新事業分野進出に向けた支援 <p>(商工団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者訪問による指導（税務、経理等） ・高校生に対する事業者情報提供 <p>(教育機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育推進 ・就職指導（生徒と企業のマッチング等） <p>(公共職業安定所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業斡旋 ・求人開拓 	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用創出のための産業振興施策の企画、調整、実施 ・企業誘致の推進 ・人材育成の支援
<p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の事業拡大、新事業展開支援 ・企業誘致の促進 ・産業人材の育成 ・企業への雇用関係制度の周知 ・学校のキャリア教育支援 ・高校生の就職支援（地域ジョブカフェ） ・既卒若年者の就職支援（地域ジョブカフェ） ・新卒者の職場定着支援（地域ジョブカフェ） 		

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																								
	～H26	H27	H28	H29	H30																				
① 安定的な雇用機会等の確保 目標 ◎産業振興施策による雇用創出数（人） <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>82</td> <td>94</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	82	94	80	80	80															
H26	H27	H28	H29	H30																					
82	94	80	80	80																					
	産業振興施策の推進																								
	雇用のミスマッチ解消やU・Iターンによる就職促進のための各種相談や就業支援																								
② 若年者等の就業支援・地元定着支援 目標 ◎地域ジョブカフェのサービス提供を受けて就職決定した人数（人） <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>196</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> ・就職後3年以内の離職率 ^{※3} （%） <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25.0</td> <td>24.8</td> <td>24.5</td> <td>24.3</td> <td>24.0</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	196	200	200	200	200	H26	H27	H28	H29	H30	25.0	24.8	24.5	24.3	24.0					
H26	H27	H28	H29	H30																					
196	200	200	200	200																					
H26	H27	H28	H29	H30																					
25.0	24.8	24.5	24.3	24.0																					
	学校におけるキャリア教育の推進 （地元企業訪問ツアー開催、新規学卒者合同企業説明会、インターンシップ支援等）																								
	地域ジョブカフェによる就業支援 （セミナー開催、カウンセリング実施、職場定着支援訪問等）																								

※1 県北圏域高卒者の管内就職率
新規高卒就職者のうち、圏域内の事業所に就職した者の割合（岩手労働局公表資料による）

2 キャリア教育
児童生徒一人一人の勤労観・職業観を育てる教育。

3 離職後3年以内の離職率
当該年度内における就職1年目から3年目までの就職者数に占める離職者数の割合

地域における医療と健康づくりの推進

1 みんなで目指す姿

医療連携や、こころと体の健康づくりが進み、住民が生涯を通じて心身ともに健康で充実した暮らしを営んでいます。

また、東日本大震災津波による被災者が、関係機関・団体等の連携によって細やかに支援されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①自殺死亡率（人口10万人当たり）	㊦37.3	㊦35.8	㊦35.0	㊦34.3	㊦33.5
◎②県立病院救急患者総数のうち当日帰宅措置患者の割合	82.4%	82.1%	81.8%	81.5%	81.2%
③脳血管疾患の年齢調整死亡率※1 【男性】（人口10万人当たり）	㊦56.6	㊦55.7	㊦54.8	㊦53.9	㊦53.0
④脳血管疾患の年齢調整死亡率 【女性】（人口10万人当たり）	㊦31.8	㊦31.5	㊦31.2	㊦30.9	㊦30.6
【目標値の考え方】 ① 県の自殺対策アクションプラン目標値の設定に準じ、平成25年の人口10万人当たりの自殺死亡率を平成30年までに10%以上減少させることを目指す。（平成26年統計値公表前につき、平成25年を現状値としたもの） ② 県立病院における救急患者のうち、当日帰宅者とされた者（軽症患者と考えられる者）の減少を目指すもの。医療資源に限られている地域にあっては、やむを得ず県立病院の救急を利用せざるを得ない住民も少なくないことから、平成26年度の現状数値を少しでも減らしていくことを目指す。 ③・④ 健康いわて21プラン（第2次）における脳血管疾患の年齢調整死亡率の目標値設定に準じ、当圏域の平成25年の現状値に県の低下割合を乗じて各目標値を算出・設定したもの。					

現状

- 東日本大震災津波による被災者は、応急仮設住宅での生活の長期化に伴う不安や、新たな住宅への転居に伴う環境変化により、身体やこころの負担が増しており、より一層きめ細やかな支援が必要です。
- 大規模災害時における医療提供体制を確保するため、医療関係機関の他防災関係機関も含めた地域における災害医療体制の構築が必要です。
- 当圏域の自殺死亡率は県平均より高く（平成25年 圏域37.3、県平均26.4）、自殺者数は男性では50歳以降、女性では70歳以降に多く、男性が女性の約2倍という状況にあります。
包括的な自殺対策の推進に加えて、自殺者の多い年代を対象とした重点的な取組や地域で自殺対策に取り組む人材の養成や見守り体制づくりの支援が必要です。
- 当圏域の人口割合でみた医療機関数や医療関係者数は、県平均と比較して低く（平成24年、10万人当たり医師数圏域140.8人、県平均199.8人）、診療科も偏在するなど厳しい医療環境にあることから、医療機関の負担を増すことなく、住民の健康水準の向上を図っていく必要があります。
- 当圏域の人口10万人当たりの脳血管疾患の年齢調整死亡率は、年々減少傾向にあるものの総じて県平均を上回っており、また、平成26年には本県が全国ワースト1になっていることから、引き続き脳卒中をはじめとする生活習慣病^{※2} 予防対策を推進していく必要があります。

- エボラ出血熱等の一類感染症等の発生に備え、感染症指定医療機関等との連携体制の整備や訓練が必要です。

また、新型インフルエンザや高病原性鳥インフルエンザ等の流行は大きな健康被害、社会・経済活動の混乱や停滞が懸念されることから、岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、管内市町村や関係団体との十分な連携のもと、新型インフルエンザ等対策の強化を図る必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

東日本大震災津波による被災者の健康維持の支援やこころのケアを沿岸部と内陸部が協力して行うとともに、災害発生時を想定した医療体制の構築を進めます。

また、医療機能の役割分担と連携を進め、切れ目のない医療の提供を図るとともに、保健・医療・介護・福祉の連携、自殺対策や生活習慣病予防を推進し、こころと体の健康づくりを進めます。

さらに、感染症発生時における感染症まん延防止対策の充実を図ります。

主な取組内容

① 被災住民への健康支援と医療体制の再構築 ☆

- ・ 仮設住宅等の巡回訪問や健康相談、栄養指導などにより健康な生活を維持できるよう支援するほか、血圧自己管理推進員の養成により、血圧の適正な自己管理を推進します。

また、「こころのケアセンター」と連携して地域のこころのケア対策を沿岸部と内陸部が協力して推進します。

関係機関との緊密かつ効果的な連携を確保して、災害発生時を想定した医療体制の構築を図ります。

② 医療連携及び保健・医療・介護・福祉連携の推進 ◆

- ・ 住民に地域医療の現状を情報提供し、医療機関の機能に応じた受診につなげるとともに、保健・医療と介護・福祉との連携を推進します。また、将来の医療従事者の確保に向けた取組を行います。
- ・ 市町村が取り組むこととなる「地域包括ケアシステム」の構築や、平成 27 年度に策定する地域医療構想の実現に向けては、より一層保健・医療・介護・福祉の連携が求められることから、二次医療圏における市町村を中心とした取組について積極的に支援します。

③ 自殺対策の推進 ◆

- ・ 関係機関・団体、地域住民及び行政が一体となって、包括的な自殺対策を更に推進します。
- ・ 働き盛り世代のメンタルヘルスや市町村が実施する介護予防事業と連携した高齢者支援など自殺者の多い年代を対象とした重点的な取組の他、地域において見守り等を行うゲートキーパー^{※3}等の人材養成や自殺防止月間（9 月）及び自殺対策強化月間（3 月）に集中的な普及啓発を行います。

④ 脳卒中をはじめとする生活習慣病予防の推進 ◆

- ・ 脳卒中をはじめとした生活習慣病^{※4}予防のため、関係機関や団体と一体となって、若年期からの各ライフステージ^{※5}に応じた、適量（何をどれぐらい、どのように組み合わせれば良いか）と適塩な食生活や運動習慣の定着に取り組めます。

⑤ 健康危機管理対策の推進

- ・ 感染症発生時におけるまん延防止に向けて、平常時から感染症予防対策として研修や訓練等に取り組むほか、新型インフルエンザや高病原性鳥インフルエンザ等の発生に備えた体制整備や対応訓練等の取組を行います。

3 取組に当たっての協働と役割分担

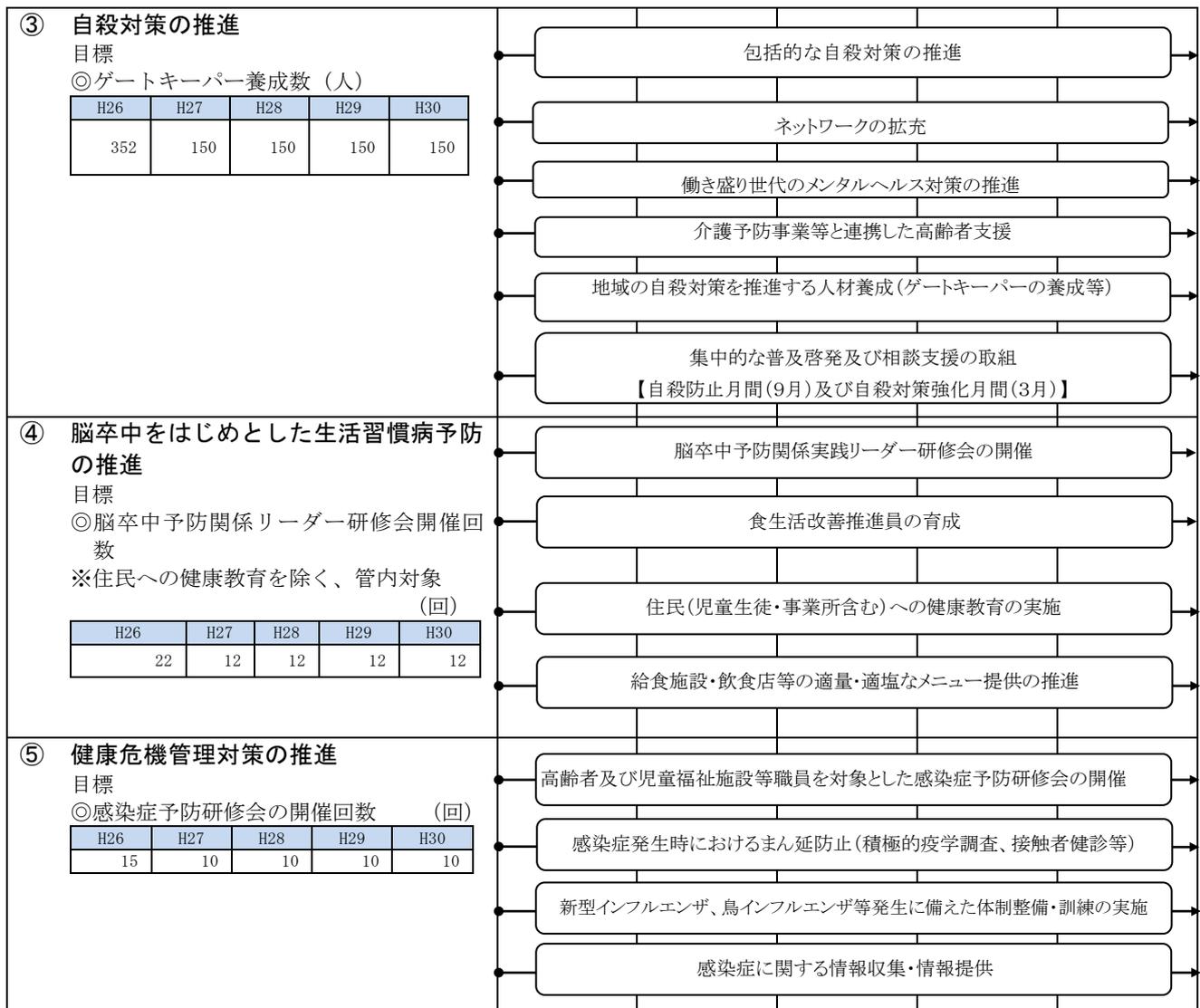
医療と健康づくりの推進に向け、行政、関係機関・団体が連携・協力し、被災者に対する健康、栄養面の支援のほか、うつスクリーニングや各種健診・保健指導の実施など住民の健康づくりや災害時の医療体制の構築に取り組みます。

県は市町村、医師会などと協力して被災者支援、医療機関の機能分担と連携、自殺対策、生活習慣予防、感染症対策などに取り組みます。

県以外の主体	(市町村) ・災害時医療体制の構築支援 ・被災者に対する健康・栄養指導の実施及び再建支援制度の提供 ・「地域包括ケアシステム」の構築 ・包括的な自殺対策の推進、推進体制の構築 ・生活習慣病予防のための各種健診等や健康教育、普及啓発、個別支援、保健指導 ・感染症対策に係る地域住民への情報提供、相談指導及び予防接種の実施等	(医療機関・医師会) ・災害時医療体制の構築 ・かかりつけ医と精神科医との連携 (関係団体・事業者) ・医療連携の推進、住民への健康教育の実施 ・従業員の健康増進事業の充実及びメンタルヘルスの向上 (住民) ・地域医療に関する理解、医療連携の仕組みに応じた受診 ・自らの生活習慣改善による心身の健康づくり ・感染症に係る住民への普及啓発など、総合的な感染症対策の推進 ・住民の支えあいによるこころの健康づくり
	県 ・災害時医療体制の構築支援 ・保健師等の職員派遣と健康・栄養指導の支援、被災者再建支援制度の提供 ・包括的な自殺対策の推進、市町村、関係機関・団体等の取組支援 ・地域医療情報の提供、圏域連携会議、懇談会等の開催等医療連携の推進への支援 ・平成27年度に策定する地域医療構想に基づく二次医療圏ごとの医療体制等の連携・整備支援 ・市町村が取組を進める「地域包括ケアシステム」の構築支援 ・脳卒中予防、生活習慣病予防に係る実践リーダーの養成・育成及び活動支援 ・住民、関係者へ健康教育や研修の実施 ・感染症発生時疫学調査、健康診断の実施	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
① 被災住民への健康支援と医療体制の再構築 目標 ◎被災者等の訪問数（人） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>99</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	99	100	100	100	100	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">仮設住宅等の家庭訪問・健康栄養相談の実施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">こころのケアセンターとの連携による支援</div>				
H26	H27	H28	H29	H30											
99	100	100	100	100											
② 医療連携及び医療・介護・福祉連携の推進 目標 ◎地域医療連携会議等の開催（回） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	2	2	2	2	2	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">地域住民への地域医療の情報提供</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">医療連携の促進・支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">医療機関と介護施設との連携の推進支援 地域包括ケアシステムの構築支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">地域医療構想に基づく二次医療圏ごとの医療体制等の連携・整備支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">医療体制の構築・医療従事者確保の支援</div>				
H26	H27	H28	H29	H30											
2	2	2	2	2											



※1 年齢調整死亡率

人口構成の異なる集団間での死亡率を比較するために、死亡率を一定の基準人口（昭和60年モデル人口）に当てはめて算出した指標

2 生活習慣病

高血圧、脳卒中、心臓病等の循環器疾患やガン、糖尿病など生活習慣に起因する疾病の総称。1997年に厚生省により提唱され、従来の「成人病」という一連の疾病群を示す言葉に代わる呼称。

3 ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。岩手県では、自殺対策において、県民一人ひとりがゲートキーパーとしての意識をもち、つながり、支えあっていこうという活動を展開している。

4 ライフステージ

人の一生を幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階。

地域で支えあう福祉の推進

1 みんなで目指す姿

地域の多様な主体の参加・協働による福祉のネットワークが広がり、住民がお互いの尊厳を認め合いながら、相互に支え合って暮らしています。

また、東日本大震災津波により被災した児童、高齢者、障がい者が、専門的な知識やノウハウを有する支援者によって適切に支援されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①居宅介護（地域密着型）サービス※ ¹ 利用割合	57.3%	59.3%	62%	64%	66%
◎②グループホーム※ ² の利用者数（累計）	219人	240人	251人	260人	270人
③「いわて子育て応援の店」※ ³ 協賛 店舗数（累計）	149店舗	150店舗	155店舗	160店舗	165店舗
【目標値の考え方】 ① 地域で安心して生活できる環境を整備することにより、居宅介護（地域密着型）サービス利用割合の増加を目指すもの。 ② 平成26年度に策定した「障害福祉計画」の目標値（H27～H29）の達成を目指すもの。 ③ 子育て家庭を地域全体で応援するため、子育て応援の店協賛店舗数の増加を目指すもの。					

現状

- 東日本大震災津波により被災した児童、高齢者、障がい者には、心情に配慮した適切な支援が必要です。
- 多様な子育て家庭のニーズに応えるために、子ども・子育て支援サービスの充実と子どものすこやかな成長を支える環境の整備が求められており、人口減少対策としても取組みの推進が必要です。
また、子育てに不安を抱える人や、児童虐待などによる要保護児童が増えており、子育てを地域で支えるための体制づくりや、児童相談支援体制の充実が必要です。
- 当圏域の高齢化率は県平均を上回っています（圏域 32.9%、県平均 29.6% 平成26年岩手県人口移動報告年報）。高齢者が住みなれた地域で安心して生活し続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」※⁴の構築が求められています。
- 地域生活への移行を希望する障がい者が、自らが望む地域において安心して生活できるよう、市町村や障がい福祉サービス事業者等の多様な主体による生活支援の仕組みの充実、障がいに対する理解の促進、障がい者の権利擁護体制の強化が求められています。
- 誰もが住みやすいまちづくりに向けて、ユニバーサルデザイン※⁵活動等により、ノウハウの蓄積や人材育成、推進団体の組織化が進んできましたが、更に普及活動を継続し実践につなげる必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

東日本大震災津波により被災した児童、高齢者、障がい者を支援します。

また、子育て支援や児童虐待防止等の体制を充実させるとともに、高齢者向けサービス提供者への情報提供や障がい者の自立生活支援、高齢者や障がい者の権利擁護に関する相談体制の整備、生活困窮者の自立支援に向けた相談体制の構築などを進めます。

さらに、ユニバーサルデザインの実践を支援し、みんなが住みやすいまちづくりの推進を図ります。

主な取組内容

① 被災した児童、高齢者、障がい者への支援 ☆

- 被災した児童、高齢者、障がい者が適切な支援を受けられるよう、関係機関との緊密かつ効果的な連携を図ります。

② 地域で支える子育て支援 ◆

- 市町村等の担当者会議や子育て支援従事者研修会の開催等を通じて、関係者間のネットワークの構築や子育てにやさしい環境づくりの推進に取り組みます。
- 子育て家庭を地域全体で応援するため、「いわて子育て応援の店」協賛店の拡充に努めます。
- 子どもの健全な育成を図るため、成長段階に応じた啓発指導に取り組みます。
- 児童虐待の発生予防をはじめ、子どもや保護者への支援の充実を図るため、啓発活動の実施や市町村要保護児童対策地域協議会において技術的な助言を行うなど、地域における相談体制の充実強化と被虐待児童等要保護児童に対する適切な対応を図ります。
- 市町村など関係機関と連携し、ひとり親家庭等に対して、きめ細やかな相談支援を行います。

③ 地域で支える高齢者支援 ◆

- 高齢者が住み慣れた地域で医療・介護・福祉等の様々なサービスを適切に受けられるよう、市町村における「地域包括ケアシステム」の構築を支援します。併せて、自宅等で療養する高齢者に介護と一体的に医療が提供されるよう在宅医療の推進に取り組みます。また、介護予防の取組強化のため、地域ケア会議等へのリハビリ専門職の参加を促進します。
- 地域住民の認知症への正しい理解や知識の普及、認知症予防を促進するための取組を行います。また、高齢者の成年後見制度等の権利擁護^{※6}について、普及啓発と地域における相談体制の整備に向けた取組を支援します。

④ 障がい者の自立生活支援

- 障がい者にとって不利益な取扱いの解消や虐待の防止に関する啓発に努めるとともに、関係団体等と連携して成年後見制度等の権利擁護に関する相談体制の整備や普及啓発活動に取り組みます。
- 市町村や障がい福祉サービス事業所・関係団体等と連携しながら、相談支援体制の充実、グループホーム等の住まいの場の確保、地域産業との連携による就労機会の拡充など自立生活のための基盤整備を進めます。

⑤ 生活困窮者の自立支援 ◆

- 多様で複合的な生活上の課題を抱える生活困窮者の自立に向けた支援を行うために、市町村や関係団体等と連携し、新たな相談支援のネットワークを構築します。

⑥ みんなが住みやすいまちづくりの推進 ◆

- 事業者・地域住民等が進めるユニバーサルデザインへの取組や学校でのユニバーサルデザイン学習の取組を支援します。

- ・ ひとにやさしい駐車場制度の普及啓発を図ります。
- ・ ユニバーサルデザイン電子マップについて、民間情報も含めた施設登録を促進するとともに周知・活用を図ります。

3 取組に当たっての協働と役割分担

地域で支えあう福祉の推進に向け、市町村が中心となり、地域の福祉事業者や福祉活動NPO団体等、関係機関と連携し、児童、高齢者、障がい者、生活困窮者などが地域で安心して生活できるよう、生活の支援や権利擁護の推進などを行います。

県は、市町村や関係団体等と連携し、市町村計画の策定支援や相談支援体制の強化を支援するほか、地域の子育て支援関係機関ネットワークや障害者自立支援協議会に参画し、市町村の取組や関係団体の自主的活動に対して、積極的に支援していきます。

県以外の主体	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援関係機関によるネットワークへの参画 ・ 要保護児童対策協議会の運営 ・ 児童相談への対応、被災児童への心のケア対応 ・ 地域自立支援協議会の運営、障がい保健福祉圏域計画の策定及び推進 ・ 障がいに対する理解の啓発、障がい者、高齢者の権利擁護制度の周知・利用促進 ・ 「ひとにやさしい駐車場」の整備及び制度普及 ・ 施設、設備のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン学習への実施協力 ・ 地域ケア会議の開催 ・ 生活困窮者自立支援制度に係る支援調整会議への参画 	<p>(関係団体・事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援活動の充実(子育て応援の協賛店舗の拡大等) ・ 地域自立支援協議会への参画 ・ 障がい者、高齢者の権利擁護制度の周知・利用促進 ・ 「ひとにやさしい駐車場」の整備と利用、施設、設備のバリアフリー化及びいわてユニバーサルデザイン電子マップへの登録 ・ 生活困窮者自立支援制度に係る支援調整会議の運営、参画 <p>(住民)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援活動の充実(子育て応援の協賛店舗の拡大等) ・ ユニバーサルデザイン学習の実施と参加
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援関係機関によるネットワークの支援、要保護児童対策に関する市町村支援、被災児童支援に携わる者に対する支援、思春期健康講話会等の実施 ・ 市町村、企業、団体等の事業推進支援 ・ 地域自立支援協議会、障がい者就労支援ネットワークへの専門的・技術的助言 ・ 障がいに対する理解の啓発、障がい者、高齢者の権利擁護制度の周知・利用促進 ・ 「ひとにやさしい駐車場」の制度普及、施設、設備のバリアフリー化の普及、いわてユニバーサルデザイン電子マップの周知・登録促進、ユニバーサルデザイン学習の支援 ・ 介護予防事業関係者等情報交換会、介護予防サポーター等のフォローアップ、認知症の理解促進と普及啓発 ・ 生活困窮者自立支援制度に係る支援調整会議の運営、参画 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
<p>① 被災した児童、高齢者、障がい者への支援</p> <p>目標</p> <p>◎被災者への訪問数（人）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>99</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	99	100	100	100	100					
H26	H27	H28	H29	H30											
99	100	100	100	100											

具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）																				
	～H26	H27	H28	H29	H30																
② 地域で支える子育て支援 目標 ◎子育て支援従事者等研修会参加者数（累計・人） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>330</td><td>350</td><td>370</td><td>390</td><td>410</td></tr> </table> ・要保護児童担当者研修会参加者数（累計・人） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>401</td><td>445</td><td>490</td><td>535</td><td>580</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	330	350	370	390	410	H26	H27	H28	H29	H30	401	445	490	535	580	
H26	H27	H28	H29	H30																	
330	350	370	390	410																	
H26	H27	H28	H29	H30																	
401	445	490	535	580																	
③ 地域で支える高齢者支援 目標 ◎地域密着型サービス提供事業所利用定員（累計・人） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>700</td><td>800</td><td>890</td><td>930</td><td>950</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	700	800	890	930	950											
H26	H27	H28	H29	H30																	
700	800	890	930	950																	
④ 障がい者の自立生活支援 目標 ◎就労事業所における就労者数（一日当たり就労者数）（人） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>(未確定)</td><td>492</td><td>510</td><td>527</td><td>544</td></tr> </table> (H25) 417 (H27～29) 障害福祉計画値	H26	H27	H28	H29	H30	(未確定)	492	510	527	544											
H26	H27	H28	H29	H30																	
(未確定)	492	510	527	544																	
⑤ 生活困窮者の自立支援 目標 ◎プラン策定数（件） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>—</td><td>12</td><td>24</td><td>36</td><td>48</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	—	12	24	36	48											
H26	H27	H28	H29	H30																	
—	12	24	36	48																	
⑥ みんなが住みやすいまちづくりの推進 ◎いわてユニバーサルデザイン電子マップ登録施設数（累計・施設） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>110</td><td>112</td><td>114</td><td>116</td><td>118</td></tr> </table> (H25) 108	H26	H27	H28	H29	H30	110	112	114	116	118											
H26	H27	H28	H29	H30																	
110	112	114	116	118																	

※1 居宅介護(地域密着型)サービス
 高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域(自宅)で暮らし続けることを目的として、自宅への訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練を行うサービス。

2 グループホーム
 グループホームとは、障がい者(介護を必要としない方)が、自立した地域生活を営むことができるよう、専門スタッフによる家事などの日常生活援助を受けながら、少人数で共同生活をおくることのできる住居。介護サービスについては、事業所が自ら行う「介護サービス包括型」と外部の居宅介護事業所に委託する「外部サービス利用型」がある。

- 3 いわて子育て応援の店
子ども連れの家庭や妊娠されている方が、協賛店を利用する際、協賛店や企業が考えた子育てにやさしい様々なサービスの提供を受けられる店。
- 4 地域包括ケアシステム
団塊の世代(約 800 万人)が 75 歳以上となる 2025 年(平成 37 年)を目途に、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、在宅医療連携拠点や地域包括支援センターを中核として、医療、介護、予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保されるシステムのこと。
- 5 ユニバーサルデザイン
年齢、性別、身体、言語など人々が持つ様々な特性や違いを意識することなく、できるだけ全ての人が利用しやすく、全ての人に配慮した環境、建物、製品等のデザインをすること。
- 6 高齢者や障がい者の成年後見制度等の権利擁護
自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な認知症高齢者や障がい者等に対して、成年後見制度、虐待防止や苦情解決の仕組みなどを通して、その権利の擁護やニーズの充足を援助し、できる限り地域で自立した生活を送ることができるようにすること。
- 7 生活困窮者自立支援制度
生活困窮者に対して早期に支援し、自立を図ることが目的。就労やその他の自立の支援に関するプラン作成などの相談等を実施するとともに、居住する住宅確保のための給付金の支給や就職を容易にする等の事業を福祉事務所設置自治体が実施主体となって実施する制度であり、平成 27 年 4 月から施行されている。

良好な環境の保全

1 みんなで目指す姿

住民一人ひとりの環境に関する意識が高まり、豊かな自然と共生した地域づくりや環境保全活動が活発に行われ、良好な環境が保全されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①公共用水域※ ¹ のBOD等※ ² の環境 基準達成率	100%	100%	100%	100%	100%
②住民一人1日当たりのごみ排出量	㉕869g/日	㉖860g/日	㉗851g/日	㉘842g/日	㉙833g/日
【目標値の考え方】					
① 現在の良好な水環境（公共用水域のBOD等の環境基準達成率100%）を維持するもの。					
② 毎年1%削減することを目指すもの。					

現状

- 県北圏域は、三陸復興国立公園、折爪馬仙峡県立自然公園、久慈平庭県立自然公園等があり、豊かな自然環境が保全されていますが、住民、民間団体、行政等が連携・協働して森・川・海の環境保全に取り組み、これを将来の世代に引き継いでいくことが必要です。
- 公共用水域のBOD等に係る環境基準達成率は100%ですが、引き続き、良好な水環境を維持していくことが求められています。
- 産業廃棄物の不法投棄や不適正処理事案が散見されるほか、畜産業などの第一次産業から排出される廃棄物の有効活用が課題となっています。
また、廃棄物の3R※³の普及啓発に取り組む必要があります。
- 青森県境産業廃棄物不法投棄現場では、投棄された廃棄物の撤去は平成26年3月に完了しましたが、平成29年度の完了を目指して原状回復に向けた汚染土壌等の浄化対策が継続されており、周辺環境のモニタリングや地域住民への情報提供などを行う必要があります。
- 原子力発電所事故の放射線の影響に対する的確な情報が求められています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

環境を守り育てる人材の育成と協働の推進により、環境保全活動の活発化を図るとともに、水環境保全対策や廃棄物の適正処理を推進し、良好な環境の保全を図ります。

また、青森県境産業廃棄物不法投棄事案については、引き続き、周辺環境のモニタリングや地域住民への情報提供を行います。

主な取組内容

- ① 環境を守り育てる人材の育成と協働の推進 ◆
 - ・ 森林、農地、河川、海岸など様々なフィールドにおける環境学習を進めるほか、環境講演会等を開催して、地域の環境課題についての住民理解を深め、環境を守り育てる人材の育成及び

流域基本計画を一本化する等の改訂に取り組むとともに、新たな計画に基づき、住民、民間団体等との協働による環境保全活動を推進します。

- ・ エコスタッフ養成セミナー、エコドライブ講習会等を開催するなど、地球温暖化対策を推進します。

② 良好な水環境の確保 ◆

- ・ 良好な水環境を維持確保するため、公共用水域の水質状況を把握するとともに、工場・事業場など汚水排出源に対する監視指導や、浄化槽の適正な維持管理の普及啓発など、水環境保全対策を推進します。
- ・ 水生生物調査の普及拡大により中小河川の水質の把握に努めるとともに、水質保全意識の醸成に努めます。

③ 廃棄物の適正処理の推進

- ・ 産業廃棄物の適正処理を推進するために、関係機関と連携しながら産廃処理業者や排出事業者等の監視指導を行うほか、研修会等により事業者の資質向上等に取り組みます。
- ・ 第一次産業から排出される廃棄物の減量化、有効活用等の推進に向けて、排出事業者に対する普及啓発等に取り組みます。
- ・ 青森県や県北広域の関係機関と連携して県境地域等の合同パトロールを実施するほか、産業廃棄物適正処理指導員による監視等により、不法投棄の早期発見に努めるとともに、適正処理を指導します。
- ・ 循環型地域社会の形成に向け、市町村と連携し、ごみの3Rを促進します。

④ 青森県境産業廃棄物不法投棄事案への対応

- ・ 不法投棄現場及び周辺地域の環境モニタリング（水質の調査）を実施します。
- ・ 広報誌「県境産廃いわてだより」発行等により、積極的に情報を公開し、住民の不安解消を図ります。

⑤ 放射線量のモニタリング ☆

- ・ 原子力発電所事故の放射線影響に対応するため、地表付近の放射線量を継続的に測定するとともに、測定結果について公表します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくためには、住民一人ひとりの環境意識を高め、具体的な行動に結び付けていくことが必要です。

このため、住民、NPO、事業者、行政等が連携・協働して環境を守り育てる人材を育成するとともに、それぞれの主体がその役割のもと、良好な環境の保全に取り組みます。

県では、環境モニタリングと汚水や廃棄物の排出源の監視指導を実施するほか、水生生物調査の実地指導など、環境を守り育てる人材の育成と環境保全に関する各主体の自主的活動を支援します。

	(住民・NPO等)	(事業者)	(市町村)
県以外の主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全に対する意識の高揚 ・ 環境保全活動への参加、実践 ・ 日常生活における省エネルギー活動、エコドライブの実践 ・ 環境に配慮した消費生活の実践 ・ ゴミの3Rの実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全に対する意識の高揚 ・ 環境保全活動の実践 ・ 事業活動における省エネルギー省資源への配慮 ・ 廃棄物の3Rの実践 ・ 事業 ・ 地域活動への参加 ・ 法令の遵守 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域や学校における環境教育の推進 ・ 環境保全に対する意識啓発 ・ 地域活動への支援 ・ 廃棄物の3Rの普及啓発、情報提供 ・ 県との連携による廃棄物不適正処理の監視

県	<ul style="list-style-type: none"> ・環境を守り育てる人材の育成、環境保全活動の推進 ・河川・地下水等の水質モニタリング、汚水排出源に対する監視指導 ・浄化槽の適正な維持管理の普及啓発 ・廃棄物不適正処理の監視指導 ・地域活動、市町村取組への支援 ・各主体の連携・協働の推進 ・環境モニタリングの実施、情報提供
---	---

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
① 環境を守り育てる人材の育成と協働の推進 目標 ◎研修会等による人材育成数（人） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>2,000</td><td>2,000</td><td>2,000</td><td>2,000</td><td>2,000</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	流域基本計画の改定		新計画に基づく講習会、研修会等の開催		
H26	H27	H28	H29	H30											
2,000	2,000	2,000	2,000	2,000											
		自然とのふれあい活動（自然観察会、水生生物調査等）の支援													
		エコスタッフ養成セミナー、エコドライブ講習会等の開催													
② 健全な水環境の確保 目標 ◎水質特定事業場 ^{※4} 排水適合率（％） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	100	100	100	100	100		公共用水域の水質監視、水質特定事業場等の監視指導			
H26	H27	H28	H29	H30											
100	100	100	100	100											
		浄化槽適正管理の指導助言													
		採石場・砂利採取場の巡視指導													
③ 廃棄物の適正処理の推進 目標 ◎産業廃棄物の適正処理率（％） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	100	100	100	100	100		不適正処理監視パトロール、広域連携パトロール等による指導			
H26	H27	H28	H29	H30											
100	100	100	100	100											
		排出事業者等に対する説明会、講習会等の開催													
		事業者に対する廃棄物の減量化、有効活用等の指導													
④ 青森県境産業廃棄物不法投棄事案への対応 目標 ◎環境モニタリング実施回数（回） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	10	10	10	10	10		環境モニタリングの実施（水質）			
H26	H27	H28	H29	H30											
10	10	10	10	10											
		情報公開（県境産廃いわてだよりの発行等）													
⑤ 放射線量のモニタリング 目標 ◎放射線量測定回数（回） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>48</td><td>48</td><td>48</td><td>48</td><td>48</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	48	48	48	48	48		放射線量モニタリングの実施（地表面）、結果公表			
H26	H27	H28	H29	H30											
48	48	48	48	48											
		放射線に関する情報提供及び相談対応等の実施													

- ※1 公共用水域
河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路をいう。
- 2 BOD等
BOD等は、BOD及びCODのこと。
BODは、biochemical oxygen demand（生物化学的酸素要求量）の略称で、河川水や排水中の汚れの程度を、CODは、chemical oxygen demand（化学的酸素要求量）の略称で、湖沼や海水中の汚れの程度を示す指標のこと。
- 3 3R
3Rは、Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再利用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の3つの英語の頭文字をとったもの。3つのRに取り組むことでごみを限りなく少なくし、環境への影響を極力減らし、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（＝循環型社会）をつくらうとするもの。
- 4 水質特定事業場

水質汚濁防止法に基づき、排水中の有害物質等の許容濃度を定めた「排水基準」の適用を受ける事業場をいう。

定住環境の整備と地域コミュニティの活性化

1 みんなで目指す姿

交通の安全確保や魅力ある“まちば”^{*1}の再生、汚水処理施設等の整備などが進み、より住みよいまちが形成されるとともに、若者や女性等、多様な主体の参加・協働による地域活動が活発に行われ、地域コミュニティが活性化しています。

特に、東日本大震災津波により被災した地域における新たなまちづくりにおいては、地域コミュニティが大きな役割を果たしています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①通学路等における歩道設置延長(累計)	1,514m	2,311m	2,930m	3,383m	3,854m
②元気なコミュニティ特選団体数(累計)	37 団体	40 団体	43 団体	46 団体	49 団体
【目標値の考え方】					
① 通学路(小学校)に指定されている県北圏域の県管理道路への歩道整備を重点的に進め、平成30年度までに3,854mの歩道設置延長を目指すもの。					
② 地域の活性化のため先導的な活動をしている団体を「元気なコミュニティ特選団体」として選定し、H23年からH26年までの4年間の年間平均認定数が、計画目標年度まで継続することを目指すもの。					

現状

- 県北圏域の通学路等における平成26年度末の歩道整備率は、59.7%と県平均の74.9%を下回っているほか、全国的に通学中の児童や高齢者が交通事故に遭う事例が多発していることから、児童や高齢者を交通事故から守るため、歩道整備の推進が必要です。
また、急峻な地形や渓谷、北上高地などの峠を通過する道路が多く、冬期間や救急搬送時の交通の安全確保が課題であることから、落石対策などの道路防災施設の整備等の推進が必要です。
- 都市部において、都市機能の強化と良好な市街地形成のため、街路の整備や土地区画整理に取り組んでいるが、一部に遅れがみられることから、整備を推進する必要があります。
- “まちば”の賑わいを取り戻すため、地域のまちづくりと連動しながら、“まちば”の魅力や地域コミュニティ機能を高める道路整備を推進する必要があります。
- 県北の農山漁村の多くは、地理的・地形的な制約から水道施設や集落道等の生活環境基盤の整備が遅れており、被災した生活環境基盤の復旧と併せて、圏域全体の生活環境の向上と活性化に取り組む必要があります。
- 県北圏域の水洗化人口割合^{*2}は、平成26年度で41.0%と県平均69.6%を大きく下回っており、また、汚水処理人口普及率^{*3}についても、平成26年度で56.3%と県平均77.8%を大きく下回っていることから、衛生的で快適な生活環境の実現や海や川などの公共用水域の水質保全を図る観点からも、汚水処理施設の整備を促進する必要があります。
- 県北圏域では、若年女性人口の減少や出生率の低迷、進学・県外就職等による若者流出を主な要因とした人口減少・少子高齢化が問題となっています。
また、人口減少・少子高齢化に加え、個人の価値観の変化、東日本大震災津波の被災等を要因とす

る、地域活動のリーダーの高齢化や担い手不足による地域コミュニティ機能の低下が大きな問題となっていることから、これらに対する対策を行う必要があります。

- 東日本大震災津波を契機に、県内外の多くの若者や女性による活動が復興に向けての大きな力となっており、これらの活動を継続・拡大させるため、参加者間の交流の輪の構築等の支援を行う必要があります。
- また、被災地域においては、被災者のケアの推進や、市町村や関係機関など多様な主体の参画・連携により、地域コミュニティの形成支援を行う必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

通学中の児童と高齢者に配慮した安全な通学路等の確保や落石・積雪対策、“まちば”の魅力を高める基盤整備、污水处理施設の整備などを進めます。

また、人口減少を食い止め、地域コミュニティ活動の維持・活性化を図るため、市町村、関係機関、NPO等と協働・連携し、コミュニティ活動に取り組む人材を育成するとともに、若者・女性の主体的な地域活動への参画を促進・支援します。

また、被災者一人ひとりが安心して心豊かに暮らせる生活環境を実現するため、被災者のケアの推進や、市町村や関係機関など多様な主体の参画・連携により、地域コミュニティの形成支援を行います。

主な取組内容

① 交通安全対策の推進

- ・ 通学中の児童や高齢者の安全を確保するため、通学路等への歩道設置や交通安全施設等の整備を推進します。
- ・ 落石等の危険箇所における道路防災施設の整備や沿岸部と内陸部を結ぶ道路等において道路除雪に必要な堆雪帯を確保した道路等の整備を推進し、冬期間や救急搬送時の安全で円滑な交通確保を図ります。

② 地域の生活環境の整備 ☆ ◆

- ・ 定住環境の改善を図るため、都市計画道路の整備や土地区画整理事業の促進などにより、快適な生活環境の創出と利便性の向上に努めます。
- ・ 市(いち)の活性化や魅力ある“まちば”を再生するため、地域懇談会等による住民意見を反映した流雪溝の補修や歩道の改修等を推進し、道路環境の改善を図ります。
- ・ 農山漁村の生活環境の再生及び活性化のため、地域の実情に配慮した事業の推進を図り、生活環境基盤の再生・整備を進めます。
- ・ 地域の実情に合った効率的・経済的な污水处理計画に基づき、污水处理施設の整備を促進するとともに、浄化槽の普及拡大など污水处理に対する住民理解を深めるための啓発活動などにより、水洗化人口割合の向上を図ります。

③ 地域コミュニティの活性化 ☆ ◆

- ・ 子どもの郷土愛を育むための体験交流や県、市町村、NPO等の多様な主体が参画する研修会等の実施を通じて、若者や女性の地元定着を図るとともに、地域コミュニティ活動に取り組む人材の育成を進めます。
- ・ 地域の若者・女性グループが自ら行う、地域の課題解決や元気創出に資する取組を支援します。
- ・ 北緯40° ナニャトヤラ連邦会議^{*4}の枠組みを活用し、沿岸部・内陸部・八戸圏域の交流・連携を促進します。

- ・ 地域おこし協力隊・復興支援員など地域外の人材との交流・連携を促進します。
- ・ 久慈地区被災者相談支援センターによる相談や市町村、関係機関と連携した「こころのケア」の実施等を通じて、被災者のケアを実施します。
- ・ 久慈地区被災者相談支援連絡会等を通じて、被災地域のコミュニティに関する課題等を共有し、市町村、関係機関、住民が行うコミュニティ形成活動を支援します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

農山漁村や都市部における快適な生活環境を実現するためには、県、市町村及び地域住民が連携を強化して、生活環境の改善を進めることが必要です。

このため、県は、市町村や関係団体等と連携し、污水处理施設などの生活環境基盤の整備を促進します。

また、地域コミュニティの活性化に当たっては、住民の主体的な参画を得て、地域づくり団体や企業、NPO等の多様な主体が役割分担しながら取り組むことが重要です。

このため、県は市町村と連携し、地域コミュニティ活動が活性化するよう、活動をリードする人材を育成するとともに、若者・女性の主体的な地域活動が促進されるよう支援します。

また、県は市町村、関係機関と連携し、被災者のケア及びコミュニティ形成を支援します。

(定住環境の整備)

県以外の主体	(市町村) <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活環境基盤整備の実施 ・ 污水处理施設の整備 ・ 土地区画整理事業の実施 	(県民・企業) <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活環境基盤整備の利用・活用 ・ 污水处理施設の利用
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路環境の整備 ・ 都市計画道路の整備 ・ 道路の安全対策の推進 ・ 生活環境基盤整備の実施 	

(地域コミュニティの活性化)

県以外の主体	(企業・県民) <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コミュニティ活動への参加 	(NPO等) <ul style="list-style-type: none"> ・ 継続的な地域コミュニティ活動のための組織運営 ・ 地域コミュニティ活動への参加又は支援 ・ 被災者のケア及び被災地のコミュニティ形成支援 	(市町村) <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コミュニティの育成・活性化 ・ 多様な主体との協働の実施 ・ 被災者のケア及び被災地のコミュニティ形成支援
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コミュニティの育成・活性化の支援 ・ 活動をけん引する人材の育成支援 ・ 地域コミュニティの交流の促進 ・ 若者、女性の主体的な地域活動の支援 ・ 被災者のケア及び被災地のコミュニティ形成支援 		

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
① 交通安全対策の推進 目標 ◎復興支援道路等における災害防除事業完了箇所数（累計・箇所） <table border="1" style="margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	3	4	5	6	7	<div style="text-align: center;">歩道の設置</div> <div style="text-align: center;">道路防災施設の整備</div> <div style="text-align: center;">必要堆雪帯を確保した道路の整備</div>				
H26	H27	H28	H29	H30											
3	4	5	6	7											
② 地域の生活環境の整備 目標 ◎水洗化人口割合（％） <table border="1" style="margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>41.0</td> <td>45.6</td> <td>47.7</td> <td>50.0</td> <td>52.3</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	41.0	45.6	47.7	50.0	52.3	<div style="text-align: center;">都市計画道路の整備</div> <div style="text-align: center;">流雪溝の補修</div> <div style="text-align: center;">中山間地域の生活環境基盤の整備</div> <div style="text-align: center;">汚水処理施設の整備の促進</div>				
H26	H27	H28	H29	H30											
41.0	45.6	47.7	50.0	52.3											
③ 地域コミュニティの活性化 目標 ◎ワークショップや地域活動等への参加者数（人） <table border="1" style="margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>32</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	32	40	40	40	40	<div style="text-align: center;">人材育成研修の開催</div> <div style="text-align: center;">地域コミュニティ活動支援</div> <div style="text-align: center;">若者・女性の活躍支援</div> <div style="text-align: center;">被災者のケア及びコミュニティ形成支援</div>				
H26	H27	H28	H29	H30											
32	40	40	40	40											

関連する計画

・いわて汚水処理ビジョン 2010（計画期間 平成 23 年度～平成 30 年度）

※1 まちば

人家や商店などが多く、町になっているところ。

2 水洗化人口割合

住民基本台帳人口に対する、汚水処理施設（下水道・集落排水・コミュニティプラント・浄化槽（家庭雑排水も処理するものに限る））で汚水を処理している人口の割合。

3 汚水処理人口普及率

汚水処理人口普及率＝（下水道や集落排水にいつでも接続できるように整備された区域内の人口及びコミュニティプラント・浄化槽（家庭雑排水も処理するものに限る）が整備された世帯の人口）÷総人口（平成 27 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳人口）

4 北緯 40° ナニャトヤラ連邦会議

八戸圏域、久慈圏域及び二戸圏域の連携による地域振興に関する意見交換及び施策の推進のため、平成 18 年度に設置された。八戸市、久慈市、二戸市、三八地域県民局及び県北広域振興局の 3 市 2 局で構成され、市町村や都道府県といった行政の線引きにとらわれることなく、三圏域の振興に向けた協議を行い、合意に至った各種の連携協力事業を推進することとしている。なお、次のようなロゴマークを制定、広報誌等に表示するほか、イベント等でも使用している。

ロゴマーク



資料編

- 資料 1 目指す姿指標一覧表
- 資料 2 復興関連施策一覧表
- 資料 3 ふるさと復興関連施策一覧表
- 参 考 広域復興圏別統計データ

【資料1】 目指す姿指標一覧表

圏域	重点施策	指標名	単位	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)	
					(H27)	(H28)	(H29)		
県北広域振興圏	1	防災対策の推進	東日本大震災津波により被災した公共土木施設の復旧箇所数の割合	%	87.4	93.1	94.3	97.7	100.0
	2	地域経済や暮らしを支える社会基盤の整備	復興支援道路及び復興関連道路の供用率	%	47.0	49.4	53.4	81.5	100.0
	3-1	農林水産業の経営体の育成と産地形成【農業】	農畜産物の販売額	億円	735	738	741	744	747
	3-2	農林水産業の経営体の育成と産地形成【林業】	① 木材生産額(推計)	百万円	②⑤2,464	②⑥2,521	②⑦2,578	②⑧2,647	②⑨2,715
			② 主要特用林産物生産額(推計)	百万円	698	810	849	889	930
	3-3	農林水産業の経営体の育成と産地形成【水産業】	漁業生産額	億円	49	49	50	50	51
	4	体験・交流型観光の展開	観光客入込数(延べ人数)	万人	321	300	301	302	303
	5	地域資源を生かした食産業の振興	食料品製造出荷額	億円	②⑤679	②⑥688	②⑦697	②⑧707	②⑨717
	6	ものづくり産業の振興	①ものづくり関連分野(輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス等)の製造品出荷額	億円	②⑤227	②⑥230	②⑦232	②⑧236	②⑨238
			②繊維工業の製造品出荷額	億円	②⑤38	②⑥38	②⑦38	②⑧38	②⑨38
	7	雇用機会の確保と若者の地元定着	県北圏域高卒者の管内就職率	%	36.2	37.2	38.1	39.1	40.0
	8	地域における医療と健康づくりの推進	①自殺死亡率(人口10万人当たり)	%	②⑤37.3	②⑥35.8	②⑦35.0	②⑧34.3	②⑨33.5
			②県立病院救急患者総数のうち当日帰宅措置患者の割合	%	82.4	82.1	81.8	81.5	81.2
			③脳血管疾患の年齢調整死亡率【男性】(人口10万人当たり)	%	②⑤56.6	②⑥55.7	②⑦54.8	②⑧53.9	②⑨53.0
			④脳血管疾患の年齢調整死亡率【女性】(人口10万人当たり)	%	②⑤31.8	②⑥31.5	②⑦31.2	②⑧30.9	②⑨30.6
9	地域で支えあう福祉の推進	①居宅介護(地域密着型)サービス利用割合	%	57.3	59.3	62	64	66	
		②グループホームの利用者数(累計)	人	219	240	251	260	270	
		③「いわて子育て応援の店」協賛店舗数(累計)	店舗	149	150	155	160	165	
10	良好な環境の保全	①公共用水域のBOD等の環境基準達成率	%	100	100	100	100	100	
		②住民一人1日当たりのごみ排出量	g/日	②⑤869	②⑥860	②⑦851	②⑧842	②⑨833	
11	定住環境の整備と地域コミュニティの活性化	①通学路等における歩道設置延長(累計)	m	1,514	2,311	2,930	3,383	3,854	
		②元気なコミュニティ特選団体数(累計)	団体	37	40	43	46	49	

【資料2】 復興関連施策一覧表

※「アクションプラン(地域編・県北広域振興圏)」の「主な取組内容」欄の記載は、平成30年度までを計画期間とする今回のアクションプランにおける取組を整理したもの。

復興基本計画		アクションプラン(地域編・県北広域振興圏)		
3つの原則	取組項目	重点施策	主な取組内容	
「安全」の確保	1 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	1 防災対策の推進	① 地震・津波対策の推進 ③ 防災対策の強化	
		10 良好な環境の保全	⑤ 放射線量のモニタリング	
	2 故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくり	11 定住環境の整備と地域コミュニティの活性化	② 地域の生活環境の整備	
「暮らし」の再建	3 災害に強い交通ネットワークの構築	2 地域経済や暮らしを支える社会基盤の整備	① 物流の効率化を支える道路、港湾の整備 ② 圏域内外の交流拡大を支える道路の整備	
	4 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	11 定住環境の整備と地域コミュニティの活性化	③ 地域コミュニティの活性化	
	5 雇用維持・創出と就業支援	7 雇用機会の確保と若者の地元定着	8 地域における医療と健康づくりの推進	① 安定的な雇用機会等の確保 ② 若年者等の就業支援・地元定着支援
				9 地域で支えあう福祉の推進
	6 災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備	8 地域における医療と健康づくりの推進	9 地域で支えあう福祉の推進	① 被災住民への健康支援と医療体制の再構築 ① 被災した児童、高齢者、障がい者への支援
	7 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援	8 地域における医療と健康づくりの推進	9 地域で支えあう福祉の推進	① 被災住民への健康支援と医療体制の再構築 ① 被災した児童、高齢者、障がい者への支援
	8 きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実			
	9 文化芸術環境の整備や伝統文化等の保存と継承			
	10 社会教育・生涯学習環境の整備			
	11 スポーツ・レクリエーション環境の整備			
	12 地域コミュニティの再生・活性化	11 定住環境の整備と地域コミュニティの活性化		③ 地域コミュニティの活性化
「なりわい」の再生	13 行政機能の回復			
	14 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築	3-3 農林水産業の経営体の育成と産地形成【水産業】	① 生産基盤等の整備 ② 生産物生産体制の強化	
			③ 安全・安心な水産物の供給、販路開拓と付加価値の向上	
	15 産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築	3-3 農林水産業の経営体の育成と産地形成【水産業】	① 生産基盤等の整備	
	16 漁港等の整備	3-3 農林水産業の経営体の育成と産地形成【水産業】	② 地域資源を活用した産地力の強化	
	17 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現	3-1 農林水産業の経営体の育成と産地形成【農業】	② 木材のカスケード利用に対応できる生産体制づくり	
	18 地域の木材を活用する加工体制等の再生	3-2 農林水産業の経営体の育成と産地形成【林業】	5 地域資源を生かした食産業の振興	① 事業者の経営課題に応じた支援 ④ 安全・安心を支える体制の整備
				6 ものづくり産業の振興
	19 中小企業等への再建支援と復興に向けた取組	6 ものづくり産業の振興	① 企業の経営課題に応じた支援	
	20 ものづくり産業の新生	4 体験・交流型観光の展開	② 受入れ態勢の強化及び観光を担う人材の育成	
21 観光資源の再生と新たな魅力の創造	4 体験・交流型観光の展開	① 特色ある地域資源を活用した観光の推進		
22 復興の動きと連動した全県的な誘客への取組	4 体験・交流型観光の展開			

【資料3】 ふるさと振興関連施策一覧表

※「アクションプラン(地域編・県北広域振興圏)」の「主な取組内容」欄の記載は、平成30年度までを計画期間とする今後のアクションプランにおける取組を整理したもの。

※総合戦略における主な取組内容のうち、アクションプランの欄に記載が無いものについては、全県的な取組として「アクションプラン政策編」に盛り込んでいるもの。

ふるさと振興総合戦略			アクションプラン(地域編・県北広域振興圏)		
3つの柱	10のプロジェクト	主な取組内容	重点施策	主な取組内容	
岩手で働く	1 商工業・観光産業振興、仕事創出プロジェクト	1 競争力の高いものづくり産業の振興	6 ものづくり産業の振興	② 地域の特徴的な産業の振興	
		2 食産業の振興	5 地域資源を生かした食産業の振興	② 北いわての食材の認知度向上 ③ 食産業を担う人材の育成	
		3 地場産業の振興	5 地域資源を生かした食産業の振興	② 北いわての食材の認知度向上	
			6 ものづくり産業の振興	② 地域の特徴的な産業の振興	
		4 商業・サービス業の振興			
		5 中小企業の経営力の向上	5 地域資源を生かした食産業の振興	① 事業者の経営課題に応じた支援	
			6 ものづくり産業の振興	① 企業の経営課題に応じた支援	
		6 被災事業者の再建支援	5 地域資源を生かした食産業の振興	① 事業者の経営課題に応じた支援	
		7 観光産業の振興	4 体験・交流型観光の展開	① 特色ある地域資源を活用した観光の推進 ② 受入れ態勢の強化及び観光を担う人材の育成 ③ 広域連携の強化及び情報発信による誘客の促進	
		8 県産品や事業者の海外市場への展開			
		9 次世代につながる新たな産業の育成	5 地域資源を生かした食産業の振興	① 事業者の経営課題に応じた支援	
		10 若者や女性などの創業支援の充実・強化			
		11 経営人材の育成と円滑な事業承継支援	6 ものづくり産業の振興	① 企業の経営課題に応じた支援	
		12 ものづくり人材の育成と地元への就職の促進	6 ものづくり産業の振興	③ ものづくりを担う人材の育成	
			7 雇用機会の確保と若者の地元定着	② 若年者等の就業支援・地元定着支援	
		13 雇用・労働環境の整備	7 雇用機会の確保と若者の地元定着	① 安定的な雇用機会等の確保	
		14 U・Iターンの促進	7 雇用機会の確保と若者の地元定着	① 安定的な雇用機会等の確保	
	15 建設業の振興と人材の育成・確保				
	16 優良建築ストックの流通促進を行う事業者の育成・支援				
	17 復興道路等を活用した産業振興等の支援策の検討	2 地域経済や暮らしを支える社会基盤の整備	① 物流の効率化を支える道路、港湾の整備 ③ 生産性の向上を支える林道の整備		
2 農林水産業振興プロジェクト	18 生産性・市場性の高い産地の形成、6次産業化等の推進	3-1 農林水産業の経営体の育成と産地形成【農業】	② 地域資源を活用した産地力の強化 ③ 地域特性を活かした農畜産物の高付加価値化		
		3-2 農林水産業の経営体の育成と産地形成【林業】	② 木材のカスケード利用に対応できる生産体制づくり ③ 特用林産物の生産及び流通・販売体制の強化		
		3-3 農林水産業の経営体の育成と産地形成【水産業】	① 生産基盤等の整備 ② 生産物生産体制の強化 ③ 安全・安心な水産物の供給、販路開拓と付加価値の向上		
	19 経営体の育成、新規就業者の確保・育成	3-1 農林水産業の経営体の育成と産地形成【農業】	① 次代を担う多様な経営体の育成		

ふるさと振興総合戦略			アクションプラン(地域編・県北広域振興圏)		
3つの柱	10のプロジェクト	主な取組内容	重点施策	主な取組内容	
岩手で働く	2 農林水産業振興プロジェクト	19 経営体の育成、新規就業者の確保・育成	3-2 農林水産業の経営体の育成と産地形成【林業】	① 地域をけん引する林業経営体の育成と適切な森林整備の促進	
		20 経営資源(生産基盤)の有効かつ効率的な活用	3-3 農林水産業の経営体の育成と産地形成【水産業】	④ 担い手の確保と育成	
		21 農山漁村における交流人口の拡大と移住・定住の促進	3-1 農林水産業の経営体の育成と産地形成【農業】	④ 農山村の活性化	
		22 地域協働による農山漁村の環境保全	3-1 農林水産業の経営体の育成と産地形成【農業】	① 次代を担う多様な経営体の育成	
		23 全県的な推進体制の整備	3-1 農林水産業の経営体の育成と産地形成【農業】	④ 農山村の活性化	
	3 ふるさと移住・定住促進プロジェクト	24 岩手ファンの拡大と移住情報の発信強化等			
		25 相談窓口体制の強化			
		26 移住者のフォローの充実	11 定住環境の整備と地域コミュニティの活性化	③ 地域コミュニティの活性化	
		27 移住・交流体験の推進	4 体験・交流型観光の展開	① 特色ある地域資源を活用した観光の推進	
岩手で育てる	4 就労、出会い、結婚、妊娠・出産まるごと支援プロジェクト	28 子育てしながら働きやすい労働環境の整備	9 地域で支えあう福祉の推進	① 地域で支える子育て支援	
		29 出会い・結婚支援の強化			
		30 妊娠・出産に対する支援			
	5 子育て支援プロジェクト	31 子育てにやさしい環境づくり	9 地域で支えあう福祉の推進	② 地域で支える子育て支援	
		32 保育サービス等の充実			
		33 子どもに対する医療の充実と子育て家庭への支援	9 地域で支えあう福祉の推進	② 地域で支える子育て支援	
岩手で暮らす	6 魅力あるふるさとづくりプロジェクト	34 美しく魅力あるまちづくりの推進	11 定住環境の整備と地域コミュニティの活性化	② 地域の生活環境の整備	
		35 ひとにやさしいまちづくりの推進	9 地域で支えあう福祉の推進	⑥ みんなが住みやすいまちづくりの推進	
		36 被災した沿岸地域のにぎわいのあるまちづくりの推進			
		37 情報基盤の整備と情報通信技術の利用促進			
		38 ILC実現に向けた取組			
		39 地域コミュニティ活動に関する意識の普及啓発	11 定住環境の整備と地域コミュニティの活性化	③ 地域コミュニティの活性化	
		40 地域づくりの担い手の育成・新たな担い手の確保	11 定住環境の整備と地域コミュニティの活性化	③ 地域コミュニティの活性化	
		41 地域の安全を地域が守る消防団や自主防災組織等の育成・強化			
		42 生活交通の確保			
		43 公共交通の利用促進			
		44 三陸鉄道・IGRいわて銀河鉄道の集客力の向上	4 体験・交流型観光の展開	① 特色ある地域資源を活用した観光の推進	
		45 良好な大気・水環境の保全	10 良好な環境の保全	② 良好な水環境の確保	
		46 水と緑を守る取組の推進	10 良好な環境の保全	① 環境を守り育てる人材の育成と協働の推進	
		47 環境学習の推進と県民等との連携・協働の取組の促進	10 良好な環境の保全	① 環境を守り育てる人材の育成と協働の推進	
		48 自然とのふれあいの促進	10 良好な環境の保全	① 環境を守り育てる人材の育成と協働の推進	
49 多様な野生動植物との共生	10 良好な環境の保全	① 環境を守り育てる人材の育成と協働の推進			
50 再生可能エネルギーの導入促進	6 ものづくり産業の振興	④ 企業の誘致・事業拡大の促進			
51 地域特性や環境に配慮した住宅の普及促進					

ふるさと振興総合戦略			アクションプラン(地域編・県北広域振興圏)		
3つの柱	10のプロジェクト	主な取組内容	重点施策		主な取組内容
岩手で暮らす	7 文化芸術・スポーツ振興プロジェクト	52 県内外への情報発信力の強化			
		53 若者文化・新しい文化芸術分野への支援			
		54 世界遺産の普及及び新規登録に向けた取組	4	体験・交流型観光の展開	① 特色ある地域資源を活用した観光の推進
		55 優れた文化芸術の鑑賞機会の充実			
		56 伝統文化・生活文化の次世代への確実な継承			
		57 被災地における文化芸術活動の復旧支援			
		58 文化芸術活動の活発化と支援体制の構築			
		59 言葉の壁の解消			
		60 安心できる暮らしの構築			
		61 多文化共生の地域づくり			
		62 総合型地域スポーツクラブの育成支援			
		63 生涯スポーツ指導者の有効活用			
		64 スポーツの振興による地域活性化の推進			
	8 若者・女性の活躍支援プロジェクト	65 若者間のネットワーク構築の促進	11	定住環境の整備と地域コミュニティの活性化	③ 地域コミュニティの活性化
		66 若者の活躍を支援する仕組みの充実	11	定住環境の整備と地域コミュニティの活性化	③ 地域コミュニティの活性化
		67 男女共同参画の視点に立った意識啓発			
		68 女性の活躍推進のための環境づくり			
		69 女性自身の意識啓発			
		70 地域における男女共同参画の推進			
		71 女性に対するあらゆる暴力の根絶			
	9 保健・医療・福祉充実プロジェクト	72 人材の確保・定着・育成	8	地域における医療と健康づくりの推進	② 医療連携及び保健・医療・介護・福祉連携の推進
		73 潜在有資格者や多様な人材の参入			
		74 関係機関が連携した取組の推進	8	地域における医療と健康づくりの推進	② 医療連携及び保健・医療・介護・福祉連携の推進
		75 地域包括ケアシステムの構築	8	地域における医療と健康づくりの推進	② 医療連携及び保健・医療・介護・福祉連携の推進
		76 安全・安心のセーフティネットづくり	9	地域で支えあう福祉の推進	③ 地域で支える高齢者支援 ⑤ 生活困窮者の自立支援
		77 がん対策の推進			
		78 脳卒中予防	8	地域における医療と健康づくりの推進	④ 脳卒中をはじめとする生活習慣病予防の推進
		79 特定健診・特定保健指導			
		80 自殺対策	8	地域における医療と健康づくりの推進	③ 自殺対策の推進
		10 ふるさとの未来を担う人づくりプロジェクト	81 実践的な防災教育(【そなえる】)を中核とした「いわての復興教育」の推進	1	防災対策の推進
	82 グローバル人材の育成				
	83 少人数教育の推進				
	84 高校教育の一層の充実と小規模校における教育の質の維持				

ふるさと振興総合戦略			アクションプラン(地域編・県北広域振興圏)					
3つの柱	10のプロジェクト	主な取組内容	重点施策		主な取組内容			
岩手で暮らす	10	ふるさとの未来を担う人づくりプロジェクト	85	就学支援による学びの環境の確保				
			86	学びを通じた地域コミュニティの再生支援				
			87	地域を担う「ひと」の確保・養成	6	ものづくり産業の振興	③	ものづくりを担う人材の育成
					7	雇用機会の確保と若者の地元定着	②	若年者等の就業支援・地元定着支援
			88	産学官との連携強化による若者の地元定着の促進	7	雇用機会の確保と若者の地元定着	②	若年者等の就業支援・地元定着支援
			89	地域課題解決に向けた取組の促進	11	定住環境の整備と地域コミュニティの活性化	③	地域コミュニティの活性化
			90	地域課題解決に向けた岩手県立大学の取組の促進				
			91	「いわてキャリア教育指針」に基づくキャリア教育の実践	7	雇用機会の確保と若者の地元定着	②	若年者等の就業支援・地元定着支援
			92	本県経済の基盤となる産業振興を担う人材の育成	3-1	農林水産業の経営体の育成と産地形成【農業】	①	次代を担う多様な経営体の育成
					3-2	農林水産業の経営体の育成と産地形成【林業】	①	地域をけん引する林業経営体の育成と適切な森林整備の促進
					3-3	農林水産業の経営体の育成と産地形成【水産業】	④	担い手の確保と育成
					5	地域資源を生かした食産業の振興	③	食産業を担う人材の育成
					6	ものづくり産業の振興	③	ものづくりを担う人材の育成
			93	地域づくりの担い手の育成・新たな担い手の確保	11	定住環境の整備と地域コミュニティの活性化	③	地域コミュニティの活性化
94	生涯を通じた学びの環境づくり							

(参考) 広域振興圏別統計データ

区 分	県 計	県 央	県 南	沿 岸	県 北
市町村数	33	8	8	9	8
面積 (平方メートル) ※H26.10国土地理院	15,275.01 (100.0)	3,641.77 (23.8)	5,255.52 (34.4)	4,200.55 (27.5)	2,177.17 (14.3)
人口 (人) ※H26岩手県人口移動報告年報	1,284,384 (100.0)	479,842 (37.4)	492,189 (38.3)	196,292 (15.3)	116,061 (9.0)
65歳以上割合 (%) ※H26岩手県人口移動報告年報	29.6	25.4	30.8	35.0	32.9
一人当たりの市町村民所得 (千円) ※H24年度市町村民所得推計	2,553 (100.0)	2,852 (111.7)	2,443 (95.7)	2,342 (91.7)	2,172 (85.1)
市町村内純生産 (百万円) ※H24年度市町村民所得推計	3,253,303 (100.0)	1,194,248 (36.7)	1,218,791 (37.5)	547,062 (16.8)	293,202 (9.0)
第一次産業	108,343 (100.0)	25,744 (23.8)	40,520 (37.4)	18,344 (16.9)	23,735 (21.9)
第二次産業	865,858 (100.0)	175,534 (20.3)	383,250 (44.3)	223,860 (25.9)	83,214 (9.6)
第三次産業	2,279,102 (100.0)	992,969 (43.6)	795,022 (34.9)	304,858 (13.4)	186,253 (8.2)
産業別就業者数 (人) ※H22国勢調査 総数には分類不能な産業の値を含まず	622,649 (100.0)	226,659 (36.4)	242,857 (39.0)	96,151 (15.4)	56,982 (9.2)
第一次産業	76,003 (100.0)	18,705 (24.6)	34,647 (45.6)	11,771 (15.5)	10,880 (14.3)
第二次産業	153,479 (100.0)	37,861 (24.7)	72,812 (47.4)	27,120 (17.7)	15,686 (10.2)
第三次産業	393,167 (100.0)	170,093 (43.3)	135,398 (34.4)	57,260 (14.6)	30,416 (7.7)
農業産出額 (億円) ※H25農業産出額	2,433 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
海面漁業・養殖業生産額 (億円) ※H25漁業生産額	314 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
製造品出荷額等 (億円) ※H25工業統計調査報告書	22,672 (100.0)	2,687 (11.9)	15,699 (69.2)	3,156 (13.9)	1,129 (5.0)

※1 ()内は、構成比。(単位未満を四捨五入しているため、合計が100に一致しない場合がある。)

※2 単位未満四捨五入の関係により、構成項目の計と合計が一致しない場合がある。

※3 「一人当たりの市町村民所得」の()内は、市町村平均を100とした各圏域の水準である。